

令和6年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和6年12月4日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	総務理事	大平弘明君
事業理事兼 庁舎建設室長	今道晋次君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	農林水産課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	作永善則君
建設課長補佐	上村正義君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 2番 川副剛 議員（一問一答）
- (2) 8番 橋本義雄 議員（一問一答）

日程第3 議案第75号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年12月第4回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、川副剛君、3番、横田博茂君を指名します。

— 日程第2 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。

2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛でございます。議長の許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして質問をさせていただきます。

認知症の方が安心して住める町づくり、本町の今後の取組について質問いたします。

厚生労働省によりますと、現在、高齢者人口がピークを迎える来年2025年には約700万人が認知症になると言われており、全高齢者の5人に1人が発症すると言われております。さらに、生活にさほど支障のない軽度認知症の高齢者の方が現在約400万人いるとされております。誰がなってもおかしくない状況にあって、社会全体で早急に認知症対策に取り組んでいかなければならないと考えます。

政府は、認知症への支援を強化する国家戦略を正式に決め、認知症施策推進総合戦略、別名、新オレンジプランを策定いたしました。認知症の方を支援するという目印のブレスレットがオレンジ色のことから、オレンジをテーマカラーとしております。

策定に当たっては、認知症への理解を深めるための普及・啓発の促進、認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供といった早期診断・早期対応のための体制整備や、また、その基本的な考え方は、認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指すとしております。

認知症は誰もが発症する可能性がある疾患でございます。その前段階である軽度認知障害のうちに適正な処置を行うことで症状が出ずに済むケースもあり、早期発見・早期対応が重要であると考えます。

認知症の方を重症化させないためには、初期の段階で専門職によるケアを受けることが重要であります。医療との連携が必要でありまして、本町も物忘れ外来を設置しておられますが、物忘れ外来での診断が今後どのように認知症の方の支援につながっておられるのかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が御質問の内容でございますけど、多世代包括支援センターと物忘れ外来の連携についてということでございます。

先ほどお話がありましたように、国が共生社会を実現するためということで、やはり認知症の方の尊厳を保持しつつ、やはり社会復帰と共生社会をつくるということで、お話がこの前の新聞にも載っていたわけでございますけど、やはり町立診療所において、先ほどお話がありましたように、物忘れ外来の診察、診療場面ということで診療をしまして、一般的に認知機能の改善と、それから日常生活の質の向上を目指してということで、薬を使う治療と、それから日常生活において脳を活性化させる生活支援などの話を医師のほうからいただいているということでございまして、その中で医師が必要と思われる方に対しましては、地域包括支援センターで御紹介してもらいながら、地区の担当が主治医との連携をしながら、本人、それから家族の困り事に応じた早い段階での生活支援を行うように今しているところでございまして、支援の一つとして、MC Iといわれる軽度、先ほど言われましたように認知障害レベルの方に向けた脳の健康教室を本年度から実施し、脳の活性化をさせる生活支援として案内をしているところでございます。

また、本人及び家族、それから関係機関などの外来を受診する際には、必要に応じて同席をしていただくなど、やはり関係者との連携も十分深めながら継続できるように努めてまいらなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

軽度認知症のラインが、要はそこで早期発見・早期対応することによって出ない場合と出る場合があるということで、つまりは早期発見がこれは重要になってくると思うんです。

現在、薬が出てきたりしているんですけど、まだ医療が追いついていないということもあって、診断が、このあいだ新聞にも載っていたんですけど、3つの質問があるということで、認知症の疑いの検出、3つの質問をすれば分かりやすいということで、3つの質問が出ているんですけども、これも病気の兆候を早期に捉えることで速やかな治療につながると期待されているということで、初期の診断、これ物すごく大事になってくると思いますので、ここの対応をしっかりしていただいて、それから症状を遅らせるということがまず重要になってくるかなと思います。

ほかに先進的にやっている自治体の例を申し上げます。

大府市、ここは認知症のケアのモデルケースになっておりまして、2017年に全国に先駆けて認知症条例を制定しております。人口は9万人ほどの町ですが、全国初の認知症条例を制定したそのきっかけとなったのが、2007年に当時91歳の男性が線路に降り、電車に跳ねられて死亡したと。男性は認知症を患っており、デイサービスなどを使いながら家族で暮らしていたと。

事故から半年ほど過ぎた頃、JR東海が家族を相手取り720万円の裁判の賠償請求が起きております。事故に遭った男性が認知症を患っていたことを家族は訴えましたが、家族に監督責任はありと、一審判決では被告の全面敗訴となっております。しかし、判決を不服とした家族は最高裁まで争い、事故から約8年後の2016年、ついに家族に責任はないという最終判決が下りました。この一連の裁判は、認知症の人が事故を起こした場合、家族に賠償金が請求される可能性があることを世間に知らしめ、社会的にも大きな関心を集めました。

裁判の争点となったのが家族の監督責任ですが、そもそも認知症の人を完全に監督できるものなのか。事故に遭った男性の家族は普段から散歩に付き合うようにして、夜間も出歩かないように玄関にセンサーを設置したり、衣服に名前と連絡先を縫い付けたりといろいろ対策をしていたということなんですけども、同居する妻が数分目を離れた隙に外に出かけて事故に遭ってしまった。これで監督責任を怠ったとされるなら、認知症の人を家に閉じ込めるか、四六時中見張ることしかない、家族の人も認知症の方も大変つらい状況になっていくということがあります。

この事故を受けて、大府市は事故保険をつくりました。認知症高齢者個人賠償責任保険というもので、偶発的な事故で御家族が賠償責任を負った場合などに保険金の支払いを受けるというものです。保険料は自治体負担で、認知症当事者や御家族の負担はなく、認知症登録だけすればいいとのことで、認知症の方が、またその御家族が万が一の場合、経済的に苦しまず安心して過ごせるように寄り添った行政運営を行っております。

このように、全国的にも自治体も認知症の方、そして周りの御家族が安心して過ごせるような様々な取組を行っております。

例えば、有酸素運動とクイズ等を組み合わせた認知症予防の運動。あと、私が前々回、6月に質問したeスポーツ、脳の活性化、慣れないことに挑戦することによって認知症を遅らせる。あとは、靴のかかとに蛍光シールを貼ると。登録番号を、行方不明になってもいいように靴にシールを貼っている、蛍光の色です。とか、全体的に全国的にもほかの自治体も先進的にいろいろ取り組んでおります。

先進事例を参考にして早めの対策を打つべき、認知症問題は、もう日本全体のことでありまして、早めの対策を打っておくべきと考えます。

かつ、地域の方の理解、支援が大変重要でありまして、認知症の方やその家族の理解者となる認知症サポーター、本町でもやっておられると思うんですけども、それらを含む認知症の方の理解を深めるための啓発活動などはどうなっていますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町においての認知症の条例制定ということがまずお話がありました。

先ほど、大府市の市内で起きた認知症の方の鉄道事故をきっかけに、全国初の認知症の支援に関する条例というのが制定されたということで、内容を拝見して、市ぐるみでやはり認知症の支援を徹底されているということ、やはり見習うべきことがたくさんあるんじゃないかと感じているところでございます。

本町においても、介護保険計画の中で認知症の支援を明記し、施策を進めているところでございますが、今後の条例化が必要か、政策の進捗に照らし合わせながら検討しなければいけないと思っておりますが、やはり国のほうも共生社会の実現を推進するための認知症の基本法というのが、今、社会保険の審議会のほうで話し合っておられるということで、その法令とかいろいろできるんじゃないかと思っておりますので、その中でやはり必要かどうかというのは政策

的に照らし合わせながら検討させていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つは認知症家族を守る個人的な賠償責任ということで、保険の加入はどうしているのかということでお話がありました。

これは、認知症の方が引き起こしてしまう事故とかトラブルなどが、本人に責任能力がなければやはり監督義務者が責任を負うということとされておりまして、そのために監督する義務がある方が事故を起こさないように努めなければならないし、それでも避けられない事故だったかどうかというのはやはり責任の焦点になるのではないかと考えています。

しかし、そういった監督義務は家族だけが負われるものではなくて、やはり地域全体で認知症の方々を支援していくものではないかと考えておりまして、現在本町では、保険に関する支援制度というのは導入していないわけがございますけど、今後やはり本人とか介護者の意見を聞きながら保険制度についてやはり研究しなければならないのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、もう一つは、徘徊者の捜索で靴の後ろにシールを貼っているということと今お話がありました。徘徊者の捜索機器などGPSなどの利用がどうかというお話だったと思ひますけど。

本町では、令和5年から徘徊者の捜索機器の利用の費用の助成事業というのは行っているところでございまして、徘徊者の方の一時捜索としましてGPSの移動端末の機械などの購入など、それから貸与に要する費用については今助成をしているものでございますが、現時点でGPSの機器導入について御相談いただいた経緯はあるものの、相談した結果、現時点ではそこまでは困り事はなかったとか、それから介護保険サービスの福祉用具としてのセンサー式の徘徊感知器の対応につながったなどの理由で、当該助成事業の活用というのがまだ至っていないところでございまして、今後も地区担当による地域を回ったり、それから介護事業所との連携を継続しながら、やはり必要とされる方については、この事業を活用していただけるように働きかけをしなければならないのではないかと考えているところでございます。

それから、もう一つ若年性認知症とそれから高齢者認知症の支援ということで話があったと思ひますけど、65歳未満での発症というのは若年性の認知症とされているわけでございますけど、一般的な認知症と大きく違う点は、本人や介護者が働く世代であるということと、それからまた子育ての世代であることによりまして、やはり経済的な問題というのは大変大きいことが挙げられるのではないかと考えていますし、また高齢者を中心とした介護保険サービスというのものなみにくく、支援体制というのがまだ若年性については整っていないのではないかと、そういう課題がたくさんあるわけでございます。

認知症の支援で一番大切なことは、やはり本人の意思ですか、本人の尊厳を大事にしなければならないと思っていますし、本人の思いをしっかり聞くことが一番大切ではないかと考えているところでございまして、やはり本町では、多世代包括支援センターがありますので、それを中心に年齢に関係なく御本人の思いに寄り添いながら、やはり支援を提供しなければならないと思っていますし、これからも御本人のメッセージに主軸を置きながら支援体制づくりを進めていかなければならないと思っていますので、皆さん方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

あと、議員のほうからお話がありました認知症サポーターの養成についてお答えさせていた

できます。

議員おっしゃりますとおり、認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識を持ち、地域、職域で認知症の御本人やその御家族をできる範囲で手助けする人のことをいいます。地域の方々、小売業、金融機関、公共交通機関の従業員などの方をはじめ、子どもさんや学生さんに対する養成講座を拡大していくという国の指針のほうも出ております。

そのような中で、佐々町としましては、佐々小学校、口石小学校の4年生、佐々中学校の2年生、本町にあります清峰高校の福祉を選択された方の3年生、また先ほど言いました地域の方向けの一般向けのところだったり、地域サロンでの展開をして、認知症サポーター養成講座の実施を行っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど認知症の方の意見を聞くという、もちろんそれも大事だと思うんですけども、やはり認知症になりかけていらっしゃる方、認知症の方は、やっぱり本人でもちょっとよく分かっていない発言をされることもあると。逆に、ちょっと物忘れが最近激しいんだけどっていう方のほうがちゃんとしているっていうふうで、御家族の意見もちょっと聞いていただいて、その辺のやっぱり先進地事例を参考にさせていただいて、条例をつくるまでもなくてもやれることはあると思いますので整備していただきたいなと思います。

そして、認知症サポーターなんですけども、小学校でもやっていたというところで、認知症サポーターという言葉で、ワードで、やはりちょっとこうなんか少し難しいのかなって思ったりするんですけども、実はそういうことじゃなくて、特別なことをするのではなくて、認知症について優しく接してくださる方が増えることが目的とされているんです。ですので、認知症サポーターの方、要は小学生とか自分のおじいちゃんおばあちゃんがもしなられたりということもあるでしょうから、そういう地域で認知症の方に対しての理解が深まれば、皆さんで支援することができるんじゃないかなと思っております。

認知症サポーターについては、もっと広げていただいて、地域全体、佐々町全体で理解者を増やしていただきたいと思います。

本町でも認知症を地域で支える会というのを最近発足しまして、必ず来る認知症問題を何とか早期に対策が打てないかということで設置しております。内科の先生や介護の方など十数名で運営して、本町の職員の方もボランティアで善意で参加しておられます。私もつい最近参加したんですけども、先日、この団体が中心となって認知症がテーマのオレンジランプという試写会を開いたんですが、認知症に対する考え方が180度変わるような大変いい映画でした。認知症になったら人生終わり、認知症になったら恥ずかしい、世間で流布されていることを払拭するような大変いい映画でありました。職員の方には、時間があればぜひ見ていただきたいと思います。町長は、部下の職員さんも取り組んでおられますので、ぜひ、トップとして映画を見ていただきたいと思います。ちなみに2月16日になっておりますので、時間があれば見ていただきたいと思います。

次の質問に移ります。町内イベントの活性化について、町内会合同参加について質問いたします。

町内会対抗のイベントで申しますと、まず2年に1回の町民運動会、ソフトボール大会、婦人ソフトバレーボール大会などがありますが、新型コロナの影響からだんだん年々参加の町内会も少なくなっております。また脱会される方や家を建てても、新築されても町内会には入ら

ないという若い世帯もありまして、高齢化もあって、そもそもの町内会としての人数が少なくなっているという状況であります。

昨日の答弁でも200世帯ぐらい減っていたんですかね、総務課長。5年で200世帯ということで、大分減っているということで、もうそもそも町内会の人数が少なくなっているということなんですけども、人数が少ない町内会は、単独ではイベントに参加できないところもあり、実際、婦人ソフトバレー大会では合同で参加しているところもあります。もっと合同参加の幅を広げるべきだと思いますが、少ない町内会は町がパイプ役となってつなぎ合わせて合同で参加することができないのかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今、議員おっしゃられたとおり、本町では町民運動会、それから町内対抗ソフトボール大会を隔年で実施しておりまして、昨年度は運動会、本年度はソフトボール大会ということで実施をしたところでございます。

合同の参加についてでございますが、時期は定かではありませんけれど、20年ほど前から御質問のとおり単独町内会での参加が厳しくなってきた状況がございました。その頃から検討いたしまして、町内会合同での参加をできるように現状としてしております。

ただ、実情として、合同で参加される町内会が今ないという状況ですが、合同参加は可能としているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

あくまで町内会は、自治会は独立した団体ですが、やはり町がパイプ役になってつなぎ合わせる事が大事なんではないかなと考えます。

町内会対抗のイベントも盛り上がりまして、団結力も生まれます。町内会加入も、ただ入ってください一辺倒ではなかなか入っていただけない現状ではないかなと思います。イベントきっかけで加入される方も実際おられて、私の妻もバレーボールは素人だったんですけども、月に一遍の練習を楽しみにしております。町内会加入の後押しにもなると思いますので、ぜひお願いしておきます。

かつ、高齢者、子どもさんが参加できるモルックとかボッチャなど、町内会対抗イベントなども同時に検討していただけて進めていただきたいと思います。

イベントの補助について質問いたします。

今年のソフトボール大会も大変盛り上がりまして、私の町内会で申しますと、選手として出られたパパさんを応援しようと、子ども連れのママさんもたくさん来ていただきました。実力ナンバーワンの町内会と接戦だったんですけども、勝つか負けるかのところで、ラインすれすれで淡田議長にヒットを打たれまして、そのせいで負けてしまったと。次回のソフトボール大会は、打倒淡田邦夫をということで、本町内会も団結しているところではあります。

各町内会長さんと会計さんは、預かった町内会費を老若男女全ての世帯に行き渡るように苦慮して予算を組んでおられます。運動イベントばかりにお金をかけると不公平になるわけでありまして、加入者が少ない町内会は予算がぎりぎりなところもあると思われまして、せめて参加

者のお弁当代とかお茶菓子代などその辺は町が補助してあげることにはできないかなと、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今ありました町内会対抗ソフトボール大会、それから町民運動会もそうなんですけれど、こちらについて委員会のほうから町内会公民館の運営補助金というのがございます。こちらは、こういった大会に参加される分が一応補助金の中に算入されるようになっております。行事等の参加や主催行事の数でポイント制による補助金でありますので、間接的であり金額的には十分ではないとは思っておりますけれど、こちらのほうを活用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

試合されたあとも公民館に皆さん集まってお菓子なんかつまみながら、お子さんも皆さん集まってわいわいと盛り上がるんですが、この集まりが非常に重要だと思っております、一層交流も親睦も深まると考えております。

先ほど申したように、あくまでも町内会は自治体で独立した団体ではあるんですけども、町がやっぱり積極的に介入していかないといけない部分もあって、町内会自体が先細りしていくというのはもう明白だなと考えますので、今後のことも考えて、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思っております。

最後の質問に移ります。

再配達削減のための置き配ボックスの補助はという質問ですが、置き配ボックス、宅配ボックスともいわれているんですけど、置き配ボックスの設置が全国的に広がっております。背景としましては、近年多様化するライフスタイルとともに、スマートフォンの普及によりネット販売やスマホアプリの利用が日常的になって、急速に拡大しております。いつでもどこでも気に入ったものを買うことができ、年々増加の一途をたどっております。

その中で、女性の社会進出が進み、平日の昼間に不在で、共働き世帯が増加していることが要因と考えられております。仕事に行って受け取れないことから、置き配ボックスを設置している家庭が増えていると見られております。

政府や一部の自治体では、置き配ボックスの新設や買替えに対して補助金を交付しております。その理由として大きく2つ挙げられます。

一つが、配送業者のドライバー不足に対応するためでありまして、大変な労働力の損失で、働き方改革関連法の改正によって、2024年4月からドライバーの時間外労働の上限が年960時間になることが決定しました。もともと物流業界は人手不足な状況があることに加え、法改正によって1人当たりの走行時間が短くなり、以前のような運び方が難しくなっております。

国のまとめによると、宅配便の個数は増加しており、2022年度の取扱いは約50億個、そしてこの約10%が再配達になっております。この1割に上る再配達を労働力に換算すると、年間約6万人のドライバーの労働力に相当し、社会的損失であります。

また、一つが地球温暖化の対策です。再配達に伴う燃料の浪費も環境問題の懸念材料であり、

再配達トラックから排出されるCO₂の量は年間でおよそ25.4万トンと推定されており、地球環境にも再配達は大きな負荷を与えております。置き配ボックスの設置を促すことで、再配達によって発生するCO₂排出量の低減につなげることができます。

本町としても置き配ボックスの必要性を町民の皆さんに理解していただいて、今後、普及、支援に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

置き配ボックスの普及、支援についてということで、大変、今環境に配慮したということで、私もAmazonに頼むとき、いないときに再配達してもらおうということがたくさん多々ありまして、大変御迷惑をおかけしていると思っております。

宅配の荷物の再配達では、やはり先ほど申されましたようにドライバーの負担軽減とか、やはりトラックの運行時間ということがあれば、多ければそれだけ排出されるCO₂が多いということで、削減する観点からもやはりそういうことに削減に努めなければならないという、私もそういうふうにいるところがございます。

この再配達の削減に向けては、やはり今何でもネットショッピング界でも都市部を中心とした24時間にいつでも荷物が受け取ることができる無人ロッカー方式の拠点整備とか、それから最寄りのコンビニエンスストアでの受け取れるというサービスも展開をされているとお聞きしておりまして、やはり集合住宅では宅配ボックスの設置も進んでいるということをお聞きしておりまして、その他の配送方法で置き配という、今お話がありました選択肢が新たに設けられておりまして、荷物を手渡しせず玄関先などに置いておくという配送方法の普及も図られておるということで、置き配をされた荷物の保管、防犯のために置き配ボックスとか今言われたような置き配バッグとかいったものが重宝されているということは私も認識しているところございまして、本町でも、こうした置き配ボックスの購入に対する補助と支援を行ってはどうかという今御質問がありました。これは、私も現在の生活様式といいますか、そういう住民のニーズがそういう配達とかいろいろなものでアプリでやっていくということで、環境の配慮とか温暖化防止にはつながる大変良い取組ではないかと今思っているところございまして、具体的に本町で実施に向けて現在策定作業を行っております、地球温暖化防止対策実行計画の区域施策編の中で、今後これをどうするのかというのは検討させていただいて、また、協議をさせていただいて、皆さんなるべく実現できるような方向性で考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ほかの自治体の例を見ますと、条件的には、補助の条件として簡易的なものではなくて鍵付き、しっかりしたやつ、あと領収書添付とかいろいろ条件があったりするんですけども、やはり1万円程度補助というのは調べた感じ多かったんですけど、やはり1万円程度補助を出してあげると、やはり購入するきっかけにもなるのかなと思います。

そして、配達業者さんは、本町も見守りネットワークでちょっとお願いしたり、提携している部分もあって、そういうところも含めて配達業者さんの負担も少なくなるんじゃないかなと思います。

そして、もう一点の観点として、温室ガスCO₂の削減取組として、このあいだ委員会でお聞きしたのが佐々町地球温暖化防止対策実行計画というのも作成準備ということで、その辺も含めて今後補助というのを検討していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。

45分まで暫時休憩といたします。

（10時36分 休憩）

（10時44分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

議長の許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、町花・さざんかについて、町内会の要望について、それから佐々川沿いの整備について、真竹谷しだれ桜上の整備についてを質問いたします。

まず最初に、町花・さざんかについてであります。佐々の花、さざんかが昭和51年4月に制定されていますが、何かあまり大事にされていないような気がします。佐々町にはいろいろな花があり、例えば三大花祭りの花、河津桜、しだれ桜、花菖蒲、それから祭りは開催されていませんが、佐々川下流小浦浜線支線沿いにハマボウが咲き誇ります。簡単に変えるということとはできないと思いますが、住民のアンケートを取り、町の花を増やすか、変えることはできないのでしょうか。町長にお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員さんから御質問がありましたように、町花については、昭和51年の町制施行の35周年に合わせて募集をかけて、さざんかという応募が最も多く決定した経緯がございます。さざんかには「佐々の花」という語意も含んでおりまして、佐々町の町花にふさわしいものとしてこれまで町民の方々に親しまれているものと今思っているところでございまして、議員がおっしゃるとおり、三大花祭りとして河津桜、しだれ桜、花菖蒲がメインとしたイベントを行っており、またハマボウも佐々川の下流に咲き誇っていることも私も承知しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、町花を増やしたり変更するという事はかなり難しいわけですが、制定から50年近く経過した今、町民の皆様の御意見、御意向をお聞きすることも重要だと思っておりますので、総合計画の策定時の住民アンケートに町花の件を含めることなども検討をしなければならないのではないかと今御質問がありましたので、それも十分検討してやっ

ていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

もう随分たちますから、そして、また佐々の花というのがもうそういった三大花祭りで祭りに使う花と、今言われた佐々川のハマボウもそういったものがもう有名になって、さざんかが忘れられているんじゃないかなという気がいたします。

それで、そういったことから、花もそうですけれども木についてもよその市町村は、樹木についても制定してあるわけですよ。それで今、佐々で桜というのが1,000本以上、平成17年、18年、16年ですかね、それに購入して桜の里を造ったわけですよ。それが今大きくなっていますので、樹木としても制定をしたらどうかと思うんですけど、町長どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

樹木として制定するかどうか、ちょっとそれも検討しなければならないと思っていますし、先ほどの町花も変更する場合もやはり住民の方とか、御意見と御意向を聴取する必要があるということで考えておりますので、やはりアンケートなどを取ってからどうするという事は検討しなければならないのではないかと思いますので、御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

それは分かります。ですから、そういった花木を制定する前にアンケートを取って、そして、それが町の活性化につなげていけばと、町民の皆さんの意見を取って、変えられるものは変えていけばと思いますし、そのままであればさざんかにもう一つ花を加えろとか、そういった他市町村もいろんな形の中でしておられますので、それも検討しながら生かしていければと、活性化につながればと思いますので、よろしくお願ひします。ということで、この件についてはこれで終わります。

次に、町内会の要望についてであります。昨年、神田町内会の要望が出され、神田線歩道整備、川添線拡幅整備、脇溝線と塀の坂線を結ぶ道路整備、それから今年子ども会から出された高野炭鉾線の道路整備とあります。

神田地区は、住宅が増えて人口も増えてまいりました。佐々小学校の校内では神田地区が一番多い生徒数です。子どもたちが安心、安全で通学できる歩道整備、道路整備は必要不可欠であります。地域の皆さんの要望をぜひ、取り上げていただきたいと思いますが、今どういうふうを考えておられるのかお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

神田町内会に限らず、たくさんのまだいろいろな道路整備とか、やはり神田地区が一番児童生徒数が多いとも言われますけど、やはりどちらにしましても安心して通学できるような通学路というのは要望が各地域からあるわけでございます。住民の方が生活を送る上で必要なインフラというのは重要だと私も考えているところでございますが、インフラ施設については、やはり施設の老朽化とか伴いまして、修繕とかやはり補修、既存の道路の一部改良など必要になってくる点がたくさん今のところ点在をしている状況でございます。本町としましては、やはり神田地区だけではなくて、年次的に計画的に古いところ、それから危ないところから順次進めていかなければならないと、やはり限られた予算の範囲というのがありますので、その中で対応していかなければならないという状況でございますので、御理解をいただければと思っています。

また、道路の拡幅を行うに当たっても、家屋移転とか用地買収とかが伴う場合は、やはり時間とか費用も問題があることかなかなか厳しい面もあるわけでございます。そのような中で、事業実施に向けては、やはり地権者の協力とか予算を必要としますが、現在は既存の町道とか、それから橋梁の維持管理面に多くの予算が必要になっておりますので、全体的に予算の中で優先度とか十分検討を行いながら、安全であり快適な地域につなぐ道路環境整備には努めていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういった形の中でずっと要望が出るわけですよ。そしたら、そのときにその現場は確認されておるのかどうか。

例えば、川添線の拡幅については、今もう保育所ができて、朝晩の迎えの車が大変なんです。その中に子どもたちが通学をやっておるわけですから、もう本当にいつ事故が起こってもおかしくないような状況で、見てみれば分かると思うんですけど、そういったものを確認されてやってもらった上で選考してもらえばと思うんです。

高野炭鉱線についてもそうです。あれも大体歩道のないところの上のほうに住宅がどんどん建って、そして子どもたちが歩いていく。そうすることによって、道路は狭い、そして子どもたちはもうその危険に遭いながら神田線まで下ってくるわけです。なので神田線についてもまだ歩道の整備ができていないところがあるわけです。

ですから、そういったことを含めてもう少し現場を知ってもらえばと思うんですけど、係で見たことあるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

建設課におきましては、当事者である住民とか又は町内会長を通じて様々な要望、陳情、御相談をいただいているところであります。

相談等の対応につきましては、速やかに現地確認を行い、問題となっている内容を把握するとともに、問題点に対する解消又は改善のために必要な対応策を検討しています。

直ちに対応できるものにつきましては、建設課の職員や道路維持補修班で対応し、関係者と調整や予算措置が必要なものについては、所要の調整や予算措置を行いまして、できるだけ早

期に対応するように心がけております。

なお、御相談の内容によっては、町としては対応が難しいものもございますので、そのような場合は相談者に十分な説明を行い御理解をいただくようにしております。

町全体の限られた予算の関係もありまして実現に至っていないところもございますので、事業実施には十分な検討、調整を行う必要があると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

対応はできているということでございますが、そしたら町内会長にはちゃんと連絡はして内容は説明されたんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

陳情の内容につきまして、町内会長には説明できている分とできていない部分もあるかと思っておりますけれども、来年度予算等で今どこをできるかというところは建設課内で今調整を図って、今協議を進めているところでありますので、それが検討が進めば町内会長には説明にまいりたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

その点はよろしく申し上げます。

それと、もう一つ、脇溝線と塀の坂線を結ぶ道路なんですけども、それも本当に結ぶことで生活道路として便利になりますし、緊急車両も通り抜けできるようになります。それから、神田線が今非常に車が多くなってきております。多くなることによって、回り道をすることで緩和されるということもありますので、検討をお願いして、道路についてはこれで終わります。

次の質問ですけども、佐々川沿いの整備についてであります。佐々川沿いに古川橋から佐々橋の間に今整備されていますが、佐々橋の下にトンネルほがす工事はできないのかと。

それから、上流の正興寺橋から神田市瀬橋の間の未舗装がありますので、そのところも工事をするによって上から下まで、上流から下流までの整備ができます。そういうことで、長崎一のウォーキングコースになるんじゃないかなと思いますし、それから小中学校も近くにありますので、体育の授業にも使用できますし、ジョギングコースとしても使用できます。ぜひ検討していただきたいんですけどもどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員の質問でございますけど、佐々川沿いの道路の舗装につきましては、令和2年

度からの県の要望から二級河川の佐々川の整備に管理用道路の舗装も含めて今要望しているところをございまして、その結果、令和5年度には、佐々橋から新佐々橋間の左側の管理用道路の舗装は実施していただきまして、今年度においては、古川橋から新佐々橋までの管理用道路の舗装を行っていただいているところをございます。

今お話がありましたように、新佐々橋の下のトンネル掘削工事については、以前も管理者であります県北振興局のほうの河川課とか道路維持課とも協議を行っておりまして、県が河川の管理用通路としまして、ずい道を整備する場合には、道路の構造令に基づく幅が必要だということで、幅が3.5メートル以上なければならないということでなかなか難しい。それから、国道との土被りとの関係上、現状の道路形態では非常に困難であるということで、そういう回答があっておりまして、これについては、なかなか厳しいのではないかと考えておりますし、また、国道については、国道の大型の標識の移設と施工もありまして全面通行止めが必要となるということで、迂回路の確保が必要になるので、実際には難しいのではないかと回答をいただいております。このようにことから、本事業の実施には長い時間と予算が必要ということになりまして、現在のところは町の限られた予算の中ではなかなかそういうことを実現することが難しいのではないかと今考えているところをございます。

それから、上の正興寺橋から神田市瀬橋までの舗装については、この部分は河川の管理用道路でありますので、一部分が碎石舗装となっておりますので県に舗装の要望を行っていますが、現時点では舗装の実施年度というのがまだ回答があっておりませんが、それについては、あともって順次計画的に実施していただくのではないかと考えておりますので、引き続き県に対しまして要望を行っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

なかなか簡単にはいかないと思います。しかしながら、そこをすることによって、やっぱりいろんな、町長もいつも言っておられるとおり、佐々川を中心としたまちづくりということで、上から下までつながることによっていろんな行事ができ、またPRができると思いますので、国県に働きかけて、ぜひ要望を続けておれば国の地方創生を、頑張るということでございますので、何とかそういった予算を探しながら、ぜひ諦めずに要望を続けて、そして、完成できる日が来るのを楽しみにしておりますので、私ももう今回で町議も終わりますので、そのあとはずっとそういうふうに応援していきますので、よろしく願いします。

そういうことで難しいこととは思いますが、やはり佐々川沿いの環境を生かしたイベントなり事業なりできるように配慮してもらえればと思います。

次に移ります。

真竹谷のしだれ桜の上の整備ですけども、以前言ったことあるんですけども、県が整備した小川が今はもう荒れ放題になっております。そこで、そこを整備しながら古川岳の遊歩道の観光につなげていったらということで、質問をしておったわけですけども、その後どう思われたのか、そこをちょっと聞きながら質問をしていきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

以前、県が整備しました真竹谷の小川の整備や歩道を生かした観光スポットにつきまして御

質問いただき答弁させていただいておりますが、真竹谷の広場の上に、平成25年に県において環境防災林整備事業で防災ダムが整備され、あわせて景観整備として御質問のとおり歩道や木柵、また小川が整備されております。広場のしだれ桜の開花時期には多くの方が訪れ、古川岳を散策する際にも通る機会があり、真竹谷の自然を感じる場所となっております。

年間を通じて観光に結びつけようと、現地に紅葉の木が植えてありますが、根付いたものが少なく、人を寄せる資源としては厳しいものがあります。観光に結びつける植物等の栽培や管理はなかなか厳しいものがありますが、300メートル程度の歩道に紅葉や桜の植栽をするなど検討してまいりたいと考えております。

次に、古川岳遊歩道ですが、その景観が木々の成長において見えづらくなっていることから伐採の話もあったものですが、伐採については地元所有者の御理解をいただきながら進めたいことや、遊歩道において通行に支障のある箇所は対処していきたい旨を申し上げておりましたものでございます。

その際の対応としまして、担当課におきまして支障があった木の枝や草等について除去を行ったものですが、樹木の伐採までは行わず枝打ちまで行っているものでした。遊歩道は全長約3キロありますので、全てに手が行き届いていないことも現状としてありますが、要所において整備を行っているところです。

今後、少しでも地域資源を生かし、本町の観光スポットができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

企画商工課長が今言われましたが、整備されたときだけきれいにしとって、あとは誰が管理するのかという感じでもうなっております。ですから、今300メートルと言われたですよ。300メートルの中にスポットをつくるにはやっぱり桜も20本ぐらいは植えることは必要だし、そして山の中ですから紅葉を見られる、植えるということも必要になってきます。

今あそこにしだれ桜があります。昔は山の中でしたので、もうそこが見えたときには感動の声が出るようなしだれ桜だったんですけども、今はどうも手前の桜のほうが目立って、全然、「そうか」と言って帰るだけになっております。

しかし、今、桜の手入れをしていると建設課は言われますけども、そういったものを考えると、しだれ桜がいつまで続くか分からない状況に今なっております。それを解決するには、やはりそんな大して何百万円もかけんでする方法はあるんです、しだれ桜は。あれも土がはっきり言ってねまっております。排水をよくして、そして、今町内会の清掃や何かで出た茅とか何とかを切って堆肥にしとけば土壌改良はできるわけですから、金かからんでできる方法を使えばいいと思いますし、モミジなんて皿山公園の菖蒲園の周り紅葉しているんですけど、そういった周りには苗がもう育っております。そういったのも生かせば、そんな大きな金がかからんでその桜の里はできると思います。

それから、今、古川岳が何かブームになっているという話を聞きます。それで行ってみたら、手入れがしていなくて枝木が散乱しとって、何とか手入れをしてできないでしょうかと、そういう相談も受けております。もう本当にあそこ手入れするのは大変だと思いますが、昔は作業班がそこ手入れしとったわけですけど、志方と鎌倉神社から両方から弁当持って、草刈り機とチェーンソー持って1日がかりでそこを管理した記憶があります。そんなに、大変ですけども、それとか台風のあとの枝木の片づけとか、そういったこともせんばいかんけん手はかかる

とですけど、やはり自然を生かした観光、今の古川岳にはいろんな仏像もありますし、見えるところを見えるようにすれば、これは観光につながるのはもう間違いないと。

そして、この前から言っています、正月の初日の出あたりもかなりの人がそこに登っておりますから、もう一度どこですか、管理はどうするのかっていうのも計画を立てて、それぞれの持ち場で頑張ってもらえば、本当に今しだれ桜からずっとその里を造って、そして古川岳につなげる。そういうところで、私もこの会でもう6月で辞めますので、来年の。協力する面においては全面に協力しますので、そういう気持ちを持って、そうしてやってもらえればと思うんですけど、どうですか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

古川岳の遊歩道へつながるということで、木々については、やはり枝とかなんか地元の所有者がいらっしゃいますので、それ理解を取りながら進めていかなければならないと思っていますし、それから遊歩道までが全長3キロあるわけでございます。なかなか伐採するというか、通れるようにするという、なかなか支障がないようにするというのもかなりの予算がかかるということで、要所要所で今、整備は行っているところがございますけど、全体的にどうするのかというのは、やはり農林水産課、それから企画商工課が話し合いながら予算づけをやっていかなきゃならないと思っています。

やはり、これは町にとっても地域資源といいますか、本町の観光スポットでもございます。また、古川岳の遊歩道については上にずっと景色が物すごく良くてすばらしい景観もあるわけでございますので、町としましてもその資源を生かすためには、そういう整備もやっていかなきゃならないと考えておりますので、少しずつ予算を取りながら整備をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうふうに計画を一応立てて頑張ってもらえば、やっぱり交流人口につながるんじゃないかというふうに思います。

きょうずっと質問をいたしましたけれども、この質問については、第7次総合計画のまちづくりの基本目標の2から5まで入っているんです。こうしますっていうことを書いてありますので、これはそれを見ながら、地元、またそこに当てた質問をしております。そういうことでぜひ、頑張ってください、優先順位とか何とかはもうそっちに任せますので、ただ危険度とかそういったものを調べて、そして取りかかっていく、まずは皆さん方の頑張りを期待して、質問終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。
25分まで暫時休憩といたします。

（11時15分 休憩）

（11時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第3 議案第75号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第75号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第75号のタブレット2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額5,099万円、計16億1,205万4,000円、1項町民税、補正額5,000万円、計7億2,650万1,000円、2項固定資産税、補正額減額800万円、計7億103万3,000円、3項軽自動車税、補正額399万円、計5,952万円、4項町たばこ税、補正額500万円、計1億2,500万円。

12款分担金及び負担金、補正額60万円、計3,816万5,000円、1項負担金、補正額減額183万3,000円、計3,505万3,000円、2項分担金、補正額243万3,000円、計311万2,000円。

13款使用料及び手数料、補正額減額6万7,000円、計1億9,525万円、2項手数料、補正額減額6万7,000円、計4,248万8,000円。

14款国庫支出金、補正額2,014万7,000円、計16億5,295万5,000円、1項国庫負担金、補正額2,104万3,000円、計8億6,348万2,000円、2項国庫補助金、補正額減額89万6,000円、計7億8,621万9,000円。

15款県支出金、補正額減額249万8,000円、計5億9,831万7,000円、1項県負担金、補正額減額135万6,000円、計3億8,592万円、2項県補助金、補正額減額114万2,000円、計1億7,990万9,000円。

16款財産収入、補正額261万6,000円、計2,761万7,000円、1項財産運用収入、補正額232万1,000円、計1,954万8,000円、2項財産売払収入、補正額29万5,000円、計806万9,000円。

18款繰入金、補正額減額7,913万8,000円、計7億7,202万3,000円、1項基金繰入金、補正額減額7,913万8,000円、計7億7,187万2,000円。

20款諸収入、補正額減額83万円、計1億4,457万5,000円、2項預金利子、補正額3万8,000円、計4万円、2項雑入、補正額減額86万8,000円、計7,779万4,000円。

次のページをお願いいたします。

21款町債、補正額200万円、計14億4,620万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額減額618万円、計92億5,591万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。1 款議会費、補正額減額114万7,000円、計8,558万2,000円、1 項議会費、補正額、計とも同額です。

2 款総務費、補正額減額3,221万7,000円、計13億7,811万4,000円、1 項総務管理費、補正額減額2,911万円、計12億4,659万8,000円、2 項徴税費、補正額18万6,000円、計7,321万5,000円、3 項戸籍住民基本台帳費、補正額減額329万3,000円、計4,526万3,000円。

3 款民生費、補正額減額949万2,000円、計23億5,713万3,000円、1 項社会福祉費、補正額減額770万5,000円、計11億3,696万3,000円、2 項児童福祉費、補正額減額178万7,000円、計12億1,997万円。

4 款衛生費、補正額減額501万6,000円、計23億6,703万円、1 項保健衛生費、補正額1,924万8,000円、計5億3,501万9,000円、2 項清掃費、補正額減額2,426万4,000円、計18億2,552万円。

5 款労働費、補正額減額1,000円、計47万4,000円、1 項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6 款農林水産業費、補正額減額2,304万4,000円、計1億8,342万9,000円、1 項農業費、補正額減額1,781万1,000円、計1億8,133万4,000円、2 項林業費、補正額減額523万3,000円、計189万5,000円。

7 款商工費、補正額減額429万8,000円、計9,042万3,000円、1 項商工費、補正額、計とも同額です。

8 款土木費、補正額減額35万8,000円、計9億1,789万3,000円、1 項土木管理費、補正額減額8,000円、計1億307万1,000円、2 項道路橋梁費、補正額減額326万4,000円、計2億2,917万5,000円、5 項都市計画費、補正額減額8万8,000円、計3億9,999万8,000円、6 項住宅費、補正額300万2,000円、計1億48万7,000円。

次のページをお願いいたします。

9 款消防費、補正額減額61万5,000円、計2億3,817万4,000円、1 項消防費、補正額、計とも同額です。

10 款教育費、補正額減額1,214万9,000円、計7億7,293万3,000円、1 項教育総務費、補正額減額27万1,000円、計1億5,353万1,000円、2 項小学校費、補正額減額270万4,000円、計1億9,030万4,000円、3 項中学校費、補正額減額84万3,000円、計1億1万4,000円、5 項社会教育費、補正額減額729万円、計1億6,538万2,000円、6 項保健体育費、補正額減額104万1,000円、計4,308万4,000円。

11 款災害復旧費、補正額3,774万7,000円、計5,545万8,000円、1 項農林水産施設災害復旧費、補正額974万7,000円、計1,725万5,000円、2 項公共土木施設災害復旧費、補正額2,800万円、計3,820万3,000円。

12 款公債費、補正額減額1,273万6,000円、計5億2,509万6,000円、1 項公債費、補正額、計とも同額です。

13 款諸支出金、補正額114万6,000円、計2億1,851万1,000円、1 項基金費、補正額、計とも同額です。

14 款予備費、補正額5,600万円、計6,566万7,000円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額減額618万円、計92億5,591万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、高速カラー印刷機移設事業、金額45万8,000円。これにつきましては、現庁舎で使用している高速カラー印刷機2台を新庁舎へ移設する必要がありますけれども、移設時期が次年度にずれ込むこととなったため、今回繰越明許の計上をさせていただきます。令和7年5月の完了見込みとなっております。

続いて、2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、電子計算組織移設更改事業、金額1,659万3,000

円。こちらにつきましても、庁舎の移転時期が遅れるという影響によりまして、電算機器の更改に伴うクライアントの設定事業でありますとか、総合行政システムのサーバー関係機器の移設事業など6項目含めまして、この1,659万3,000円となっております。いずれも令和7年5月の完了見込みとなっております。

続きまして、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳ネットワークシステム機器設定事業、金額278万3,000円。こちらにつきましても、同様に新庁舎の供用開始時期に合わせてこのシステムの更改をするものでございましたけれども、移転時期が遅れたということで、これについても繰越明許を計上させていただいております。令和7年5月の完了見込みとなっております。

続いて、3款民生費1項社会福祉費、事業名、地域福祉支援システム移設事業、金額58万8,000円。これにつきましても、庁舎の移転時期に伴いまして、この地域福祉支援システムの移設の業務委託料になりますけれども、これも新庁舎の移転の時期に合わせてということになりますので、これも繰越明許を計上させていただいております。令和7年5月の完了見込みとなっております。

続いて、8款土木費1項土木管理費、事業名、積算システムサーバー再セットアップ事業、金額11万円。これにつきましても同様でございますけれども、積算システムを再セットアップしまして、庁舎移転時にこれまでの積算データを移行するものでございます。これも令和7年5月の完了見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、6年災農地災害復旧事業、金額965万2,000円。これにつきましては、11月1日から2日にかけての大雨による災害の分でございます。農地4件の繰越明許を計上させていただいております。これは、災害査定が令和6年12月下旬に実施される見込みということで、標準工期による年度内完成が困難であるということから今回繰越明許を計上させていただいております。現在の見込みでございますけれども、令和7年1月下旬の発注見込み、それから令和7年5月末の完成見込みとなっております。これにつきましても、今回補正予算を計上させていただいております。おのり県の災害復旧補助金が480万3,000円、それから起債が220万円、それから受益者分担金が243万3,000円、一般財源が21万6,000円という予定財源となっております。

続いて、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、6年災公共土木施設災害復旧事業、金額2,810万円。こちらにつきましても同様に、11月1日から2日にかけての大雨による災害でございます。こちらも年度内竣工の工期の確保が困難ということで繰越明許を計上させていただいております。これは、この2,810万円の内訳でございますけれども、道路3件、河川1件の工事請負費が2,800万円、それから土地借上料が10万円、合わせましてこの2,810万円の繰越明許となっております。まず、予定財源でございますけれども、今回補正を計上させていただいております。おのり国庫負担金が1,734万2,000円、それから災害復旧事業債の起債が1,060万円、一般財源が15万8,000円という予定財源となっております。こちらにつきましては、現時点では令和7年3月の発注見込み、それから令和7年10月下旬の完成見込みというふうになっております。

それでは、予算書の次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

追加。起債の目的、災害復旧事業債、6年災河川等災害復旧事業、限度額1,060万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

こちらにつきまして、先ほどの繰越明許、公共土木施設災害復旧事業に係る起債の分の追加でございます。

続いて、変更。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、自然災害防止事業（農業水利施設事業）、補正前限度額1,040万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額500万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

こちらにつきましては、五島田第一ため池の堤体補修工事の分でございますけれども、事業計画の変更による減額となっております。

続いて、災害復旧事業債、6年災農地等災害復旧事業、補正前限度額80万円、補正後限度額360万円。こちらも、先ほどの繰越明許と関連する起債でございます。

それから、続いて廃止。起債の目的、緊急浚渫推進事業債、浚渫推進事業（農業用ため池事業）、限度額600万円。こちらにつきましては、五島田第一ため池のしゅんせつ工事の事業計画変更に伴い皆減をするものでございます。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

タブレットが10ページ以降になりますけれども、まず、今回の補正予算につきましては、決算を見越した補正としておりまして、障がい児の通所給付費や予防接種、それから、がん検診に係る経費などの追加補正を計上している一方で、クリーンセンターの1号炉稼働による使用量や排出量の見込みによる物件費の減額、それから、ため池改良維持補修の事業計画の変更に伴う事業費の減額などを計上しております。

また、新庁舎移転時期延長に伴いまして、それぞれ必要となる経費の追加、又は翌年度へ繰り延べするため減額を計上しております。

また、会計年度任用職員人件費などの減額補正などを計上しております。

そのほか、歳入におきましては、町税の決算見込みに伴う増額や基金繰入金の減額補正などが主なものとなっております。

さらに、先ほど繰越明許や地方債でも計上しておりますとおり、先月1日から2日にかけての豪雨による農地及び道路河川の災害復旧に係る事業費を計上しております。

それでは、タブレット10ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款の町税で1目の個人町民税でございますけれども、2,000万円を計上させていただいております。これにつきましては、当初見込みより給与所得、また譲渡所得が伸びたことによりまして増額補正をさせていただいております。

それから、2目の法人、補正額が3,000万円でございますけれども、これは大規模製造業の法人税割の増が当初見込みよりも大きかったということで、こちら増額補正をさせていただいております。

続いて、2項固定資産税の分でございますけれども、減額の800万円ということで、こちらは令和6年の評価替えによりまして既存家屋の経年減価の分が当初見込みよりも下回ったということで、今回減額補正をさせていただいております。

続いて、3項の軽自動車税でございますけれども、こちらの環境性能割150万円、これについては、前年同月比66台増えているということで増額補正をさせていただいております。それから、2目の種別割、こちら軽自動車の台数が当初見込みよりも69台増えているということで、249万円の増額補正です。

それから、4項のたばこ税でございますけれども、こちら当初見込みより76万3,000本の増

を見込みまして500万円を計上させていただいております。

それから、タブレットの12ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、国庫補助金、1目の総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金170万2,000円。こちらは、定額減税に伴います不足額給付を行うためにシステムの改修が必要になっておりまして、その分の臨時交付金分を計上させていただいております。歳出については、電子計算費に計上をしております。

続いて、タブレット16ページをお願いいたします。

16ページ下段の基金繰入金でございます。決算の見込みからそれぞれ減額や増額を計上させていただいております。

5目の財政調整基金の繰入れ、これについては当初から取崩しをしておって9月補正でも繰入れの減額をさせていただきましたけれども、今回12月補正でも減額の7,338万6,000円ということで計上をしております。補正後の現在高の見込みが13億3,632万4,000円の見込みというふうになっております。

それから、ページが飛びまして、タブレットが49ページをお願いいたします。

それでは、タブレット49ページの下段の公債費でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（11時50分 休憩）

（11時52分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、タブレット49ページになります。

下段の公債費の中の2目の利子でございます。減額の1,255万6,000円ということで、これについては、令和5年度債の借入利率見込みの減でありますとか、借入時期の変更によります減というふうになっております。

それから、タブレットが51ページ、タブレットの51ページです。

14款の予備費でございます。5,600万円計上させていただいております。こちらにつきましては、まだ国のほうで法案が通っておりませんが、人事院勧告による人件費増が見込まれております。この分の財源ということで、今回この12月補正の段階で5,600万円を予備費に計上をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、予算書のずっと最後のほうになりまして、タブレットページで62ページになります。

新庁舎移転時期の延長に伴う今回の12月補正予算の影響額ということで、一覧表にまとめたものを付けさせていただいております。

まず、見方でございますけれども、左側のほうに金額が載っておりますけれども、現庁舎、これが当初予算時点では12月まで現庁舎を使用するということでしたけれども、これが3月いっぱいまでずっと今年度は使用するということになりますので、その分に係る補正を計上させていただいていると。

それから、右側が新庁舎に係る補正ということで、当初予算では令和7年1月から新庁舎を

使用するという予算も計上させていただいておりましたけれども、この分については、今年度が執行をしないということになりますので、それに関する減額補正を計上いたしております。それが、このタブレット62ページでは、議会費から一般管理費、電子計算費というふうに続きます。このタブレットの63ページの一番下段に、一般会計の合計を記載させていただいております。現庁舎に係る分の補正が473万2,000円。新庁舎に係る補正が減額の2,159万5,000円というふうになっております。

次のページには、一般会計ではございませんけれども、特別会計と企業会計の分を合わせてこちらに資料を掲載しております。

税財政課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと4分ほどで12時になりますけれども、各課長の説明までさせていただきたいと思っております。各課長から何かございましたら、説明が。
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

総務課分の主な補正の内容を御説明させていただきます。

まず、タブレットの21ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の10節需用費でございます。減額の723万1,000円でございます。こちらにつきましては、庁舎の移転時期の遅れに関する補正となっております。その中の主なものといたしましては、光熱水費（新庁舎分）、減額の605万円となっております。こちらにつきましては、庁舎の引渡しを受けたあとの1月分を残して減額するものでございます。

続きまして、タブレットの22ページをお願いいたします。

同じく、一般管理費12節委託料、減額の334万5,000円でございます。こちらも全て庁舎の移転時期の遅れに関する補正となっております。そのうちの主なものといたしましては、上から3段目の役場庁舎夜間・休日等管理業務委託料258万1,000円の増額、こちらは1月から3月分の増額となっております。それから、下から2番目の役場庁舎夜間・休日等管理業務委託料（新庁舎分）、減額の258万1,000円、同額の1月から3月分を減額しているものでございます。

次に、タブレット24ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費13節使用料及び賃借料でございます。そのうちの一番上の段、電算機リース料、減額の736万4,000円でございます。こちらにつきましては、機器の調達の入札が低落札となったことによる減額となっております。

少し飛びまして、タブレット42ページをお願いいたします。

9款1項4目災害対策費17節備品購入費でございます。救助用ボート購入ということで、こちらにつきましては、補助がつかなかったために9月補正で減額をしておりましたが、その後、再要望の調査があり、改めて要望しておりますので、再度予算計上をさせていただいております。

歳入につきましては、タブレット13ページ、国庫支出金の6目消防費国庫補助金、消防団設備整備費補助金14万7,000円でございます。補助率は3分の1となっております。

総務課分は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、企画商工課分を御説明いたします。

タブレットの23ページをお願いいたします。

この中の中段の企画費の中の子育て世帯移住支援補助金でございます。こちらのほうが県外からの子育て世帯の移住、定住を促進するための補助金でございますが、転入された該当世帯の方から相談がっておりますので計上させていただいております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

こちらのほう、地域おこし協力隊事業費でございます。8月26日から10月11日で協力隊の募集を行いました但応募者がなく、今年度中に再募集を行っても年度内の着任が困難であることから、年度内の再募集を行わないため予算を皆減させていただいております。

それから、タブレットの38ページをお願いいたします。

こちらのほうの上から2段目の商工業振興費のところでございますが、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業でございます。こちら、事業採択の相談を受け、募集をしておりましたが、新規雇用の採用条件が該当しなかったため、結果的に申請なしとなりました。そのため今回減額させていただいております。あわせて、歳入のほうも減額させていただいております。

続きまして、空き店舗等活用促進事業補助金でございます。こちらのほう、9月補正段階で予定しておりました申請以外に新規申請の申込みがありましたので、1件分を補正させていただいております。

それから、その下の段の観光費のところでございます。その工事請負費、佐々駅舎テナント室電気設備改修工事費でございます。こちら、佐々駅舎テナント室の入居事業者につきましては、選定委員会の審査を経まして契約事業者が決定しております。そこで、テナント室内の電気設備につきましては、佐々駅舎の改修時には使用用途がまだ不明であったため、テナント室内までの電気配線は実施しておりませんで、屋外引込み口からのテナント室内への電気配線及びメーター、ブレーカーの設置をしておりませんので、それを今回実施するものでございます。

企画商工課は、以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

タブレットの27ページを御覧ください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費12節の委託料でございます。上から2番目の戸籍システム改修業務委託料124万8,000円でございます。こちら、国から出されます戸籍情報システム標準仕様書の変更によるシステム改修となっております。令和7年3月までに改修完了する必要があるため、今回計上するものでございます。

住民福祉課からは、以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、タブレットの13ページをお願いいたします。

衛生費国庫補助金の清掃費の補助金です。今現在実施しておりますクリーンセンターの基幹的改良工事の財源の一つであります国の補助金でございますが、今年度、全国的なごみ処理施

設の長寿命化対策工事、建替工事等が増加し、循環型形成の補助金のほうの財源が少なくなるというようなことで、国の財源等の調整によって、今回補助金の種別のほうが変更になっており、減額と増額のほうが同額で、補正額としてはゼロになりますけども、今回組み替える補正のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センターのほうでは、税財政課長から説明がありました障害児通所給付費、予防接種業務委託料、がん検診業務委託料の増額補正のほか、タブレット32ページをお願いいたします。

4款1項7目母子保健事業費、出産・子育て応援給付金210万円を増額しております。こちらは、母子手帳の発行後に交付します出産応援給付金分と、出産後に交付します子育て応援給付金分になります。今年度、母子手帳の交付数が増加傾向にありまして増額補正しております。あわせて、歳入予算についても増額補正しております。

以上、説明を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

タブレットの36ページをお願いいたします。

7目の農業生産総合対策事業費、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金でございます。この件につきましては、当初計画しておりました防護柵の延長が、事業実施に当たりまして減となったため、減額をさせていただいております。

同じく、タブレットの36ページをお願いいたします。

9目の農地費、14節の工事請負費でございます。この件につきましては、当初ため池の堤体全体を改修で計画しておりましたが、計画の見直しを行い、漏水している2か所のみを改修を行うこととしたため、減額したものでございます。

続きまして、タブレットの37ページをお願いいたします。

2目の林業振興費でございます。減額の理由といたしまして、5月に入札をいたしました但不落となりまして、業務を進めておりましたが、標準工期が取れなくなったため予算の皆減をさせていただいております。

それから、タブレットの48ページをお願いいたします。

1目の農地等災害復旧費でございます。この農地等災害復旧費につきましては、先月の11月豪雨で被災いたしました4件を繰越しさせていただき、工事費を計上させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

タブレット41ページをお願いいたします。

予算書中央の1目住宅管理費10節需用費、修繕料ですけれども、242万9,000円の増額補正を計上させていただいております。こちらは、現時点で例年と比べて修繕料の支出が多くなっておりまして、要因といたしましては、特殊な修理があったこと、そして退去時の修繕件数、費用が多いことが主な要因となっております。今回の補正は、その要因に伴いまして不足額を補う補正を計上させていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

タブレットの13ページをお願いします。

15款県支出金の3目農林水産業費県負担金のところでございます。農地利用最適化交付金が減額の68万7,000円ということで計上させていただいておりますけど、この分が当初予算では94万6,000円を見込んで計上させていただいておりましたが、交付金の算定方法等の変更に伴い、決定額が25万9,000円ということになりましたので、すみません、見込めていなかったところでございます。

この分に対応する支出のところでございますけど、タブレットの34ページをお願いします。

6款農林水産業費の1目農業委員会費のところでございます。1節報酬のところの農業委員報酬と農地利用最適化推進委員報酬の月額報酬ではなく、年度末締めが出来高払い、能率給のところの分の減額分を今回計上させていただいております。

続きまして、タブレットの35ページをお願いします。

4目情報収集等効率化支援事業費のところの合計の減額151万8,000円分のところでございます。このうちの11節役務費の25万8,000円と、あと13節使用料及び賃借料のセキュリティ対策ソフト使用料の減額7万8,000円分が交付金の対応するところの減額分でございます。今回、備品購入と消耗品のところの分も減額させていただいておりますけど、タブレットを15台分、令和6年度に購入させていただく予定でございましたけど、先ほどの交付金を基にしまして、タブレットの購入等につきましては一般財源の対応でございまして、購入後の通信費等の維持管理経費につきまして交付金を充てさせていただく予定でございましたけど、交付の決定額が減額ということで事業の見直しをさせていただきたいというところで減額をさせていただいております。タブレット購入につきましては、次年度での検討をさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

予算書最後のほうのタブレットで62ページのほうで、先ほど税財政課長のほうからも説明がありましたけども、新庁舎移転時期の延長に伴う12月補正の予算への影響額ということでございます。

さきの9月議会におきまして、庁舎建設工事の工期延長についての御承認をいただいたところでございますけれども、その際に工事延長の原因究明ということで、それを行うよう附帯決議を受けたところでございます。それを受けてといたしますか、その前から作業は進めておりま

したけれども、施工業者並びに施工監理業者からの聞き取りを進めてきておりますけれども、申し訳ございません、現時点で的確にこれが工事遅延の原因であるというふうな説明ができる状態にまで至っておりません。

これから契約額の変更に係る作業も進めることとなりますので、私どもの一応予定としましては、1月の下旬頃までは御説明できるような準備を進めさせていただければというふうに思っているところでございます。その際にはしっかりと工事遅延の原因について説明できるように事務を進めてまいりたいと思いますので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

執行の説明もないようです。

13時15分まで暫時休憩といたします。

（12時13分 休憩）

（13時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に、議案第75号 令和6年度佐々町一般会計補正予算は、税財政課長、各課長の説明までが終わりました。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

何点か質問させてください。質疑を行います。

まず、歳入の9ページ、町税、町民税及び固定資産税について、理由も税財政課長からお伺いしました本年度の課税によるもので、当初予算からの増減だと。理由を伺うと、まずは、9月補正できたのではないかと。なぜ12月になるのかと。合わせて4,200万円の町税のプラスになりますよね。各議員が今回も一般質問をいっぱい、おのおの思いを込めてなされております。住民の声を代表して各種施策を、提案を含めた一般質問もあっております。そういったことが年度内に着手できたことではないかというふうにも考えられますので、なぜ12月なのかという点が一点。

続いて、地方債補正の廃止で上がっております農業用ため池事業。

議 長（淡田 邦夫 君）

すみません、何ページというのをお願いします。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

第3表、地方債補正、6ページと35ページですか。これが伴うのが予算書35ページ、ため池

改良維持補修工事、減額であります、事業、工法変更ということでの説明を伺っております。非常に、ため池事業について行われることはよいことですが、私もOB職員として、職員OBとして、私も担当しております、大変苦慮したのが、このため池事業、受益者負担に伴うわけですよ、本町の条例でいうと。町単独にしても、補助事業にしても、いわゆる補助残の2分の1を受益者からいただかなければならないと。これを負担していただけますかということで、ため池の受益者の方と相談しながら各種補助率の高い事業を行いたいということで進めてきたんですけど、ため池の事業となると事業費が大きくて、なかなかこの受益者負担が賄えないということで、断念せざるを得なかったということが私の経験上あります。どのようにしていたかという、実質農業用施設災害、雨が降ったときの災害がですね。そうすると受益者負担がなくなるので、何とか、まあ災害待ちじゃないですけど、表現がちょっとおかしいかもしれませんが、そういった方向に事業を展開できないかということで進めてきたんですけど、この分がそういったことじゃなく、起債事業であると。町単独起債事業での着手だと。交付税算入が何%で、起債率、起債のありますよね。何を持つかという、一般財源を幾ばくか負担するわけですよ。ということは、その2分の1は受益者からいただかなければならないと。そういったことが進められているのかということを確認をしたい。

休憩中にも聞きましたけども、団体営事業など農業者の負担が要らないというような事業も、今般、国県の方針によって示されてきていると。そういった事業に着手するにしても、本町の条例を何とか改正していかないと、そういった事業にも取りかかるのは難しい問題が、引っかかってくる問題があるんじゃないかということもありますので、今のは質疑にちょっとずれましたけれども、そういった思いで質疑をしておりますので、その点を伺いたい。

それと、災害事業ですね。繰越明許費で上がっております、その関係する予算が、国県補助金及び工事請負費等の歳出予算も含まれております。第2表の繰越明許費の5ページで上がっております、税財政課長の説明では、令和6年12月下旬に査定が予定されておる農地が4件と。公共土木施設災害復旧事業については、査定の日には聞いておりませんので、査定の日には、まずはそこは伺いたい。

農災について何を申し上げたいかという、質疑としましては、ちょっとプロセスが変わったのかなと。予算計上するプロセスが変わったのですかということ伺いたい。と申しますのは、私もOBですから、査定前に予算を計上されるということが、これまでのプロセスに合致するものかと。私はこういったことをしてきませんでした。災害が起きれば、災害は予算的には予備費で対応させて、予備費を充当させていただいて対応し、ましてや、まあ査定を受けて、査定を受けたあとの事業費が確定したところで予備費を充当させていただいて行って、それを施越承認申請で年度内に終わるものか、はたまた、国県へ繰越し承認を行って事業に着手するものか、そういったものを固めた上で予算を計上させていただいております。それまでの間は予備費で対応できるんで、執行権です、災害ですから、特に。査定が終わっておらないということは、事業費も確定がしておらない。繰越しも挙げられていますけど、国県に対する繰越し承認もまだなされていないのに、国県がまだ繰越し承認をしていない状況であって、本町の予算が先に繰越ししますよ、事業費幾らですよとするのが、果たしてこれでよいものかと。ましてや査定がどうなるか分かりませんよね。

また、これも受益者負担があります。査定の際は、査定官が受益者負担金を、農業者が同意書を求められます。同意書は取れているんですかと。そういうことを提示した上で査定を受けて、事業採択をお願いすると。今、我々はそういった受益者負担の同意書ももらわれているのかどうかさえ確認できないまま、議会としてこの予算を認めると、認めてくださいというような執行提案がなされているわけですが、果たしてこれが正しいプロセスなのかということに疑義を感じますので、国県より先に受益者の同意があるのかどうか確認できないまま判断しかねますので、そのプロセス含めたところの回答を伺いたい。

最後に、会計年度任用職員の人件費の減というのが多く上がっております。これはどういった理由で減なのか。当初予算で過大な計上をなされていたものなのか、はたまたそれ以外の原因があるものなのか、その点をお伺いしたい。

以上。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の町税の補正予算に関して9月補正できたのではないかという点でございますけれども、今回計上している分については、例えば、法人税であったり、軽自動車の環境性能割であったり、町たばこ税であったりというのは、この10月、11月ぐらまでの実績を見て、今年度の決算見込みということで、今回12月補正を計上しておるものでございます。

また、一方で、個人住民税とか固定資産税、これについては、当初、賦課の段階で9月補正とか、軽自動車も合わせてですけれども、9月補正ができたのではないかというところもありますけれども、この町税につきましては、一般財源でございますので、より精度の高いこの12月補正で現年度分を計上させていただいておるのが、この間ずっとこの12月補正で現年度分の決算見込みということで計上をさせていただいておるところでございます。どうしても法人税であったりっていう部分は、実績をある程度何か月分ということで、10月か11月ぐらまでの実績を見ないと、精度の高い決算見込みが難しいということで、12月と。それで、町税全体を合わせて、この12月補正に計上をしておるということでございます。

それから、災害の予算計上のところでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、以前がどの辺りなのか分かりませんが、以前は予備費を当初予算は2,500万円とか2,600万円を計上して、そこから災害復旧費に充用するような予備費の計上をしておったんですけれども、この令和4年度からは九百何十万円程度の予備費とさせていただいて、当初予算でテストと応急対応の分だけ予算を災害復旧費で組ませていただいておりますというのが実情でございます。ですので、災害復旧の本工事に係る分を予備費充用をするということは、予備費の予算額からは難しい面もあろうかと思っております。ですので、査定前に予算計上がいいのかというところでございますけれども、繰越明許のところでも少し説明をしましたけれども、1月下旬であったり、3月の発注見込みとしておりますので、早期の災害復旧を行うためには早期の発注が必要になりますので、今回12月補正で計上をさせていただいておるところでございます。これについては、近隣の市でも同様に、今回の11月の豪雨については、今回の12月補正で計上をされているようでございます。

それから、国県が繰越承認されていない前に繰越明許はというところでございますけれども、この発注を行うに当たっては、今回の繰越明許を承認いただいて、3月を超える工期で発注をしないと、繰越明許がない状態での発注となりますと、工期が3月末という限定されますので、そういった関係でこの12月補正で繰越明許をお願いして、年度を超える発注を、当初から1月であったり、3月であったりというところで発注をかけていきたいというところから、この12月補正で繰越明許をお願いしているというものでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど阿部議員のほうから、4,200万円を繰り越して事業が別にできるのではないかというお話がして、もう時期的にちょっと間に合わないというお話がありました。これについては、我々もそういうこともあるかも分かりませんが、やはり今後は、当初予算等で精度を上げて予算の配分をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問いただきました会計年度任用職員の人件費についてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の報酬につきまして、トータルで770万7,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、図書館で当初、司書を4名雇用の予定としておりましたが、1名のみでの任用となり、窓口業務の任用を増やしたために報酬単価の減が発生いたしまして、その影響で382万5,000円の減額。そのほか、先ほど説明がありましたが、地域おこし協力隊の雇用を取りやめたことによる皆減によりまして、108万7,000円の減額。そのほか、第2保育所の時間外勤務手当の減によりまして、104万4,000円の減額となっております。そのほか、会計年度任用職員給の減につきましても、道路維持補修班の勤務見込み実績や中学校調理員の実績見込みの減によりまして、244万9,000円の減額となっておりますのでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

阿部議員の質問で、公共土木施設災害復旧工事に係る査定日ということでの質問ですけれども、まだ確定ではございませんが、今のスケジュールでは、1月14日の週で査定をするということで県のほうからきております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

議員おっしゃりました、ため池の負担金の件ですけれども、まず、本町には300ほどのため池がございます。その中に、令和2年にため池特措法という法ができて、うちが38か所その指定を受けております。その38か所については、このため池特措法により地元負担金はなしというような形にはなっておりますけれども、それを証明できる条例がうちにはまだありませんので、そこはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

それから、農地災害の件でございますが、まず、査定の日付が12月24日に決定しております。これも災害の農地の受益者負担の同意ということなんですけれども、まだ4件分の同意は取れていないという状況であります。ただ、災害査定時までには同意を取る必要があると思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

もう一つ。起債のため池の。起債事業のため池しよるとやろ。その受益者負担。団体営じゃないけん、受益者負担ゼロにはならない。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（13時34分 休憩）

（13時40分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

先ほど議員の御指摘のとおり、起債の件についても、農地用ため池と同様で負担金はゼロというような形。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（13時40分 休憩）

（13時41分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

先ほどからの農林水産課長の答弁の補足になりますけれども、まず、災害査定が先ほど12月24日というお話をさせていただいて、そこで受益者負担金については同意が取れていないということでしたけれども、同意書を正式にはもらっていないけれども、口頭での同意は得ておりますということでございます。

それから、ため池の整備ですけれども、ため池の特措法がございまして、そのため池の特措法で、先ほど農林水産課長が申しますように、38か所は指定を受けており、その指定を受けている中で、国庫補助事業としてため池の災害防止のための整備をする、若しくは団体営として市町村の事業としてやる、若しくは起債事業としてやるという幾つかの方法がありますけれども、いずれにしても、地元の負担をゼロにするというのがため池特措法ということになっておりまして、今回も負担はゼロということになります。ざっくりですけれども、ため池、今回の事業として360万円という予算で、起債が350万円、一般財源が10万円で、先ほどからの6番議員さんの御質問からすると、一般財源の10万円に対して2分の1以内という地元負担が必要なのではないかということですが、ここをゼロにしますというのが、今回のため池特

措法に関連する形での整理ということになります。また、町の条例が、先ほど農林水産課長が未整備という表現をしましたがけれども、担当に確認したところ、2分の1以内ということに条例がなっていることもあり、ため池特措法で地元負担金ゼロですので、2分の1以内ということで整理をしていますということでございました。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

ゼロも以内だからという解釈の答弁だと思いますが、ため池特措法ができてそういった状況になったと。そこは私が不勉強であった部分は認めます。であるにしても、上位法があって、現在のうちの条例と合致していない部分があれば、そこは分かりやすく改正はしていくべきではないかと。拡大解釈をして誤解を招くような状況を生まないように整備するのは整備してただかないと、私も産業建設文教委員会におりまして、所管事務調査でそこまで深く勉強ができなかったというのは私自身反省しますが、私どもが分からない分を、住民の方、農家の方々がまた条文を読んで分かるのかと言え、それは適切ではないのかなと。いや、不適切であるのではないかというふうに感じますので、原課としましては、現行法を踏まえた我が町条例を再度見直して、改めるは改めるで分かりやすくしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

再確認したいんですけど、農災の分については、同意書はもらっていないけども同意は得ています。それは同意しますよ、復旧したいんですから。ただ、金額まで提示して御理解をいただいているのかと。工事費が幾らぐらいを現況見積もっていて、補助率がどれぐらいだと。激甚災害でなければ、これまでの例年の補助率は幾らぐらいで、その2分の1ですから、これぐらいになるんじゃないかというようなことまで説明して同意を得ているのかというのは、再確認をさせてください。

それと、冒頭の税の歳入ですけども、決算を見込んでということであれば、もうこのタイミングということは理解しますが、本課税が終わったあと、やはり幾ばくかの補正はできたのではないかというふうに思います。6月の本課税が終わって、現在の町税の当初予算がこうあって、課税状況がこうでしたので、これぐらいの補正をとということをしていただければ、議員各位も本町の住民の方々の経済状況も上がっているのか下がっているのかというのが見えるわけですから、固定資産税の地価についてもそうです、評価替えがあったということで、当初予算こういうふうな見積りをしたというのは、当初予算の説明のとき聞いております。本課税をしたところでこういった結果になったということでの補正を幾ばくかでもしていただければ、動向も見えて、議員としても把握しやすいので、町の状況も把握できますので、それに努めていただければ。そこで幾ばくかのプラス予算が生まれれば、それはまた住民の福祉の向上に年度内に活用していただければ、非常にそれは有意義に予算として利用できるものというふうに理解します。

あと、繰り返しになりますけども、私はやっぱり違和感を持っているんですよね。施越承認申請、1月査定、いや12月査定、ばたばた頑張れば、急げば、年度内に1、2、3月あるわけですよ、起案して急げば。30件も40件もやっ取りました、年度内に。私、繰り越したことはありません。ちっちゃい災害ばかりでしたけど、数は多くありました。急いで査定を受けて、技術職が一生懸命積上げをして、起案をして、早期復旧に努め、春先の農家の作付に間に合うように努めてやってきました。今は繰越しが当たり前のような、9月の災害であろうが、繰越しが当たり前のような事務の進め方になっておりますので、そこは改めるべきは改めて、早期に。

まあ予算を計上しなくても、予備費対応でも急げるんですよ。反対に予算化をしないとできないということになると、待つわけですよ、定例会を。そのほうが反対に日数は間延びして、着手が遅れる。それよりも予備費で構えておれば、執行権の中で予備費充当できて、早期に査定も受けられるし、早期に事業も着手でき、完成が早まれば早まるだけ、現況復旧が早まれば早まるだけ、農家の方は助かるわけですから。さも予算化しないと繰越しができないとか、そういったのは理由にならないと思います。昔やっていた予備費での対応のほうが、住民の方、受益を受けられる、復旧受けられる農家の方々に対しては早期に対応できると思いますので、そこは改善すべきは改善すべきではないかというふうに思います。また、査定を受ける前に繰越しありきで構えているということ自体に、非常に残念でたまりません。なぜ年度内に完成しようというような意気込みが最初からないのかというのは非常に残念でなりませんので、そこは再度執行で研究をしていただければ、住民のプラスになると思います。

あと、会計年度任用職員の件はおおむね理解しました。ただ、追加して申し上げれば、当初予算のときに申し上げましたよね。本町は地域おこし協力隊で成功した事例がないと。そういった総括もしていないのに、また当初予算で上げてくるのかと。案の定、来る方もいらっしやらないような状況になっているじゃないですか。応募すらなかったと。当初予算で危惧した点が、そのまま結果として出たのではないかと思いますので、そういった点も内部でよく協議をして予算化していただきたいというのを意見として申し上げ、私の質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

先ほどの農地災害の受益者負担の同意の件ですけれども、概算ではありますけれども、受益者のほうにお伝えをしまして、口頭では了承を得ているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つは、災害にあがった、ため池の特措法との、それから繰越しの関係ですかね。災害特措法と。これは、やはり予備費を今までちょっと使うという、前は予備費で多分対応はしていたと思う、災害の時ですね。ただ、今度は11月の災害でございまして、急遽こういうことになりまして、それで、12月の下旬に査定が行われるということ、必然的に今回は間に合わない。ただ、予備費は、今まで予備費を流用して使っていたんですけど、予備費も多分、最近やったですかね、少し予備費が多過ぎるということで多分指摘が、議会のほうからもお話があったと思います。そういうことで、今、予備費を1,000万円以内とか、そういうことでやっていて、あとは予算を予算立てをするということでやっていますので、その件については、税財政課ともう少し話し合いながらやっていきたいと考えております。

それから、先ほどの人件費のことでございますけど、やはりこれについても皆さんと話し合いながら、どうするのかというのはやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もう一つ、地域おこし協力隊のことがありましたけど、この地域おこし協力隊も一部、来年はしなくてもいいのではないかという、これについては、また担当課とか税財政課といろいろ皆さんとお話をしながらやっていきたいと思っていますけど、やはり我々としましても、地域おこし協力隊が来ていただければ、3年分は補助が来るわけですね。全県的にもいろいろなことで地域を活性化してもらうことも大変重要なことだと思っていますので、それについては、もう少し研究させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

二、三ありますが、私も地域おこし協力隊の応募がなかったという件についてですけれども、町長のお話を聞きますと、地域おこし協力隊の方に来ていただいて、佐々町にとっても有益な地域おこし事業を企画してもらうというようなことに聞こえたんですけれども、企画してもらうにしても、やはり魅力的なやっばり呼び水っていうのがあるんじゃないだろうかと。要するにそういう、ここで自分が思うような仕事をしてみたいとか、あるいは地域のために貢献したいとかっていうようなことがあるんだろうというふうに思うんですね。だから、募集をする際にどういうことをやられているのかですね。要するに、一般的に募集していますっていう公示をするだけなのかということなんですよね。結局、地域おこし協力隊を招いてというか、募集をして、それで、どういう構想で仕事をしていこうということをやったり示さなければ成功しないんじゃないだろうかというふうに思うんですね。だから、長年やって成功事例がないっていうのをしゃあしゃあとっておるといのは、やはり我々の恥をさらしているようなものではないだろうかという気がするわけですよ。要するにそれは、私たちがどういうものを目指しているのかということ、やっばりそういうマッチングをきちんと取っていく、そういう構えが必要んじゃないかと。だから、私たちが、例えば中山間地で、中山間農地で、例えば果樹の栽培をしたいとか、かなり具体的なものも言って示して、こういったもので新たな事業を創生したいとか、あるいは観光事業でよく言われるように、様々なこういう事業をしたいとかっていう、そういう企画っていうのが、やっばり示してやる必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんです。そういったものが地域おこし協力隊ってなかなか見えてこないように思うもんですから、どのようにお考えなのかということの一つはお聞きしたいということが一つです。

それから、先ほど同僚議員の質問ともかぶりますけれども、今年度、町税が、いわゆる全体で5,000万円近く増えているということで、内訳は先ほどありましたけれども、例えば、たばこ税なども500万円ぐらい増えているわけですね。私も協力しているわけですけれども。要は、何が言いたいかというと、一つ一つの様々な生活改善の要望、あるいは、子育て支援の要望、そういったものっていうのはたくさん出されているし、例えば、学校給食の無償化だとかということについても、あと2,500万円足りないのだというふうに先日は答弁がありましたけれども、そういったものも今年度は5,000万円税収は増えています。お金はないと言いながら、そういうことが言われているわけですね。それで、片方では、やっばり精度の高いものにとというふうに言われるんですけれども、一方では、町民の生活そのものが本当に大変になっているんですよ

と。もっとよくしたいどころか、生活はますます悪くなっているわけですよ、今。物価が値上げされて、賃金は上がらないで、生活は本当に困窮しているというふうに言って差し支えないと思うんです。そういうときに、やはり可能性のあるものについては、やっぱり最大限動員して町民の暮らしを応援するというのが、町政に求められるのではないだろうかというふうに思うんですが、そういった点でその姿勢はいかなるものだろうかというふうに思いますので、町長に御質問したいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃいました地域おこし協力隊ですけど、これは、我々が雇用したい雇用したいと思うんですけど、相手の方とマッチングをしなければなかなか、これがうちに来てくれないわけです。だから、地域おこし協力隊で応募された方がどんなことをしたいのかという、主体的にされる、したいとかというのを、まず話を聞くわけですから、それによってやっていくということです。

それからもう一つは、全然成功事例がないということはないわけです。ただ、3年間おられて——（永田議員「私が言ったんじゃないですよ。」）いや、言われたです。（永田議員「いやいや。そういうふうに行われていると、成功事例がありませんって言われていると。」））言われているって、今、だから、おっしゃったからから言われたということですから、それじゃなくて、3年間おられて、こっちで事業でしたいということを考えておられたんですけど、やはり向こうのほうがまだ収入が多いんじゃないかということで移られたという方がいらっしゃるわけですから、成功事例全然ないということはないんですけど、そういうことで、やはりさっき永田議員がおっしゃったように、やっぱり中山間地域でうちはこうやって、みんなそう、今度応募される方は分かっているんですよ、中身はですね。だから、佐々町はどういうことしたほうがいいって。ただ、そういうことで、佐々町のことをよく知った方でもやはり応募がなかったということで、今、先ほど阿部議員からお話がありました。だから、我々としましては、こういうこともありますよっていうのを、もちろん永田議員がおっしゃったように発信はさせていただきたいと思っていますし、そういう方向性で、ただ、失敗事例だけじゃなくて、成功事例もあるということをお理解いただいて、そして、我々としまして、今後どうするのかというのは、また中で、政策推進会議なんかでも話し合いをしてから、町としての方針を決めさせていただきたいと思っております。

それから、さっきの町税分が、町税とか固定資産税、軽自動車税が増えた、五千何百万、5,200万円の補正があったと。これは、やはり税財政課についても、やはり自分たちで見極めをするわけですね、必ず。当初予算どれくらい入るか。ただ、法人税関係は、今度は新たに増えたところも分からないわけですね、事前にまだ、どれくらい増えるっていう。前は_____が減ったことありますね。そしたら、今度は増えたんですけど、そういう見込みがなかなか難しいところがあるものですから、今回5,000万円増えたわけでございますけど、もちろん私も住民の子育て支援とか、生活支援に財源を充てたいと思っていますけど、いろんな面でなかなか、平等に取り扱わなければならないと。永田議員がおっしゃったように、我々も生活困窮といいますか、そういうことはもう我々も十分いろんな方がいらっしゃるということも承知しております、やはり子育て支援とか、そういうこともやっていかなければならないと思っていますけど、まず、今回、政府のほうでまた補正予算があるわけでございます。それを見て、それから、町として足りない分については、議会の皆さんと話し合いをしながら、やはり福祉の向上とか、子育て支援とかに我々も一生懸命力を入れたいと今後とも思っています

ので、御協力いただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

地域おこし協力隊の問題は、要するに、どういうことを言っているかということ、佐々町が抱えている課題、あるいは、その方向性というものをやっぱりもっときちんと発信して、それで、そういった中で新たな手だてというかな、いうものをやっぱり発見していくということだろうと。

だから、例えば、産業の育成だけじゃないんですよ。例えば、事業継承だとかそういった中で、事業継承について困っておられるところというのがあるわけですが、そういった事業継承について、実際に地域おこし協力隊の方とマッチングをして、それで成功したという事例も報道されていたり、様々な事例があるわけです。だから、地域おこし協力隊に何をしてもらってということ、やっぱりもっと様々な企画というか、そういったものをやっぱりもっと研究すべきではないだろうか。それで、佐々町の、ぜひこういったもので応募したい、あるいは、それに対して応募していただければ、様々な手だても打つというようなことを、そういったことがやはり事前に準備されていないから、なかなか先行きに対して展望が持てないということで、マッチングというのがなかなか成立しないんじゃないだろうかというふうに思うもんですから、そういうふうに提案をしているわけです。

もう一点のいわゆる、町民税の、町税の収入増の可能性が既に、個人の町民税については、もう確定申告の段階で分かるわけですから、その分については、少なくとも2,000万円増えるっていうのは分かっていたらというふうに思うんです。この数字で言えば、この表で言えば。確かに企業の分については分かりませんよね。企業は中間納税もあるから、行ったり来たりもあって、プラスマイナスっていうことはあるかもしれないけれども、ただ、全体としては、町民税については、町民が納めた税金ですから、町民に還元できるという可能性はあるのではないかと。それは、子育て世帯が不公平と言ったら、子育て世帯に給付することは不公平だということではないと思うんですけれども、そのことについては、今、とりわけ子育て世帯のところが大変なんだということを繰り返し強調しているわけで、そういった意味では、そこだけにやるということではなくて、要するに、町民の生活に還元していくという上では、積極的な施策が打てるのではないかとことを言っているわけです。だから、そういう点で、積極的な姿勢という点では欠けるのではないかとというふうに思うのですが、その辺りはいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つだけ訂正させていただきます。私、企業名を言いましたので、先ほど企業名だけは取り消させていただきます。大企業ということでお話をさせていただきたい。企業名は、ちょっと取消しをよろしく願いいたします。

先ほど永田議員がおっしゃったように、確かに町県民税が分かるんじゃないかと。ただ、やはり予算を組む段階では、上限が分からないわけですね。だから、そこら辺でかたくやはり見積もらなければ、なかなか税としてはマイナスが出てきた場合は苦しいわけでございますので、そこら辺は御理解をいただければと思っております、よろしく願いしたいと思います。

ただ、私ども、先ほど積極的な財政運営ということで、今、永田議員からお話がありました。我々も積極的な財政運営はしたいわけでございますけど、御存じのように、三大事業をやりまして、ごみ処理事業でも30億円かかっているということもあります。そういうことで、やはり今の財政状況はなかなか厳しいものがあると私は見込んでまして、もちろん福祉とか子育て支援とか、そういうことにやはりなかなか使わなければならないわけでございますけど、そこら辺はやっぱり十分税財政課とも協議をしながら、町の町政の運営をやっているかなきゃならないと。議員おっしゃるとおり、我々としても住民の福祉のために仕事をしているわけでございますので、それが目標でございますけど、なかなか今のところそこを打てないということで御理解をいただければと思っていますし、我々もその事業が終われば、少しでもやはり皆さん方に還元すると思いますか、福祉の増進に図りたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

改めて予算の段階はかたく読むということは、それはいいわけですよ。そのことを言っているんじゃないんですね。要するに、町民税については、個人の分が今回2,000万円の補正というのが出ています。法人の分は、確かに途中での分かりにくい部分というのはあるから、この時期になるとというのはしょうがないんですけども、先ほど同僚議員が言われたように、どうして9月にできなかったのか、どうして6月にできなかったのかということなんです、ここの分についてはね。そうであれば、その分を財源とした様々な積極的な手当てというのは打てるんじゃないかと。本当に、今、困っているわけですから、現状はね。物価の値上げというのは、もう本当に、今、困っているわけですから、ここにやっぱりいろんな手が打てるんじゃないですかっていうことを申し上げたのです。

それで、ぜひそういった点については、今後の改善を求めておきたいというふうに思いますし、地域おこし協力隊の問題については、やはりなかなか成功事例、よその成功事例から何を学ぶかっていうことについて、やはり知恵を絞る必要があるんだろうというふうに思うんですけども、なかなか十分な成功というのを勝ち取れていないのは、やはりかなり長期的なプランも含めて、更に研究が必要なんではないだろうか、更なる研究を求めておきたいというふうに思います。やめろということを行っているんじゃないですよ。予算化をして、それに向けてやっぱり積極的に研究していくということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

予算書の、タブレットじゃなくて、予算書のページを言いますのでよろしくお願いします。

5ページに繰越明許費が、先ほど税財政課長のほうから説明があったんですが、その以外の引越し関係に伴う移設事業関係はどうだったのかなど。多分一般財源かも分かりませんが、財源内訳をしていただきたいと思います。

それから、繰越明許につきましては、もう既に工事とか委託業務が終わっていると思うんですけども、ましてや3月にまた繰越明許というのが上がってくるんじゃないかと懸念しており

ますので、そこら辺について、ないということであれば結構なんですけども、発注されて3か月になりますけど、なかなか工事にかからない工事場所もあるものですから、そこら辺チェックをされているのかどうか、あえて確認だけ2点、それではさせていただきます。

それから、予算書の23ページに庁舎建設事業費というところで、建築物等仮使用認定申請手数料と、もう一つ下の省エネ適判変更申請手数料、2件あるんですけども、この辺を今少しどういうものか説明をお願いいたします。

それから、30ページの予算書の予防接種の委託料の内訳なんですけども、これはインフルエンザとかコロナですか、そういう関係で人を見込んで追加されたのかどうかですかね。ちょっと今少し説明をお願いしたいと思います。

それから、農業委員会とかあれで、不落になったから何か標準工期が取れないとか、いろんなのが、標準工期というのが非常に出てくるものですから、基本的にこの標準工期の概略が、私、素人なものですから、どのようにして決まっているのかですね。4週8休としても、何か月も休んだらすところが多く見かけるものですから、この影響が果たしていいのかどうか。仕事を持ち過ぎて、順番にかかっていっているんじゃないかと思うものですから、標準工期について、今少し説明をお願いいたします。

それから、ここは分かりました。

それから、39ページですね。崎真申トンネルの定期点検業務委託料、これは減額になっておりますけども、点検の項目はどんなのがあるのかですね。そして、定期点検とか緊急点検って、何かそういうのがあるのかどうかという中身についてお知らせください。

それから、40ページですかね。住宅管理費の修繕料で説明を受けたんですけども、特別な修理とか何かあって、いろいろって言われたんですけど、特殊な修理というのはどういうのがあった事例を説明をしていただきたいと思います。それから、年間の修理件数は何件ぐらいあるのかということですね。そして、非常に公営住宅については、各団地ごとに空家が非常に多いと思うものですから、何か有効活用ができないかといういろいろ考えよつとですけども。例えば、町内会ごとの何か、備品置きとか、そういうのは可能じゃないかですね。団地で困っている町内会もあろうかと思うんですけど、そこら辺の今の現状の、法定空家というんですかね、よく分からんとですけども、そこら辺の利用についてちょっとお考え方を聞いておきたいと思います。今のところ、それ、よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

6点。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

3点目で質問がありました予算書23ページ、タブレットで24ページになるかと思うんですけども、12目庁舎建設事業費の中の11節役務費のところでは34万円の補正をさせていただいております、建築物等仮使用認定申請手数料ということで、この手数料ですけれども、当初予算では県北振興局への手続ということで、収入証紙による費用として12万円を想定して計上をしておりました。ですけれども、今回、工事が遅延したというふうなこともありますけれども、設計事務所のほうとも話をしながら、もともとの建築確認の申請自体が、日本E R Iというところの大阪支店のほうに申請をされておりましたので、その関係も含めて仮使用申請も民間の検査機関のほうに行うということで、結果として、今回、26万4,000円の増額補正をさせていただいたところでございます。

それから、省エネ適判変更申請手数料7万6,000円ですけれども、これにつきましては、御承知のとおり、庁舎建設工事で入札をし、一度不落になったあとに、2回目の入札へかけるとき

に屋根の変更を行っております。その関係で断熱材も一部変更しているわけですが、もともとの建築許可申請をしたときの省エネの仕様と、いわゆる入札をした段階での省エネの仕様が若干変わっております。そのあと、議員御承知のとおり、断熱材の追加をしておりますけれども、いずれにしても、そういったところで、今回、省エネの適合申請を、変更申請をする必要がございました。これについての費用として、これはもう当初予算の計上漏れということになるかと思っておりますけれども、手数料そのものは当初予算計上のままでよかったです。ここも同じように日本E R Iの大阪支店のほうに申請をすることになるんですけれども、この費用として現場検査料というのが発生すると。いわゆる現場を見に来ていただいたの検査になるんですけれども、その費用が漏れておりましたので、今回7万6,000円の追加をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1点目の御質問の繰越明許のところでございます。タブレットのページで6ページ、予算書5ページですけれども、まず、1段目から5段目まで、この分については、この5つにつきましては、全て一般財源ということになっております。

それから、こちらの財政のほうに、今、把握している分での3月の繰越明許というものについては、所管課からは今のところ聞いていないというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

建設課に対する質問が5問あったかと思えます。

まず1つ目が、現工事で繰越し予定のものはないかという確認でした。その件につきましては、現予算での発注している工事につきましては、現在のところ繰越し予定はございません。今後、国の前倒し等があれば、繰越しの予算を確保し、することもあるかと思っておりますけれども、現計予算では、今のところ繰越しを行う予定工事はございません。

続きまして、標準工期についてですけれども、ちょっと詳細はお答えすることができないんですけれども、土木については、基本的に金額に基づいて標準工期が設定をされております。あと、建築については、設計する段階で、もうそれぞれの積み上げて、その日数を設定をしておりますので、その分で標準工期が設定をされておるといふところです。

あと、崎真申トンネルの標準項目はというところなんですけれども、こちらが道路メンテナンスをする上で、道路法に伴いまして5年に一度の定期点検を行うことで、今回、トンネルの状況の把握だったりとか、健全性の診断を行うものの委託業務になっております。今回が業務完了というところで、減額をさせていただいておるところでございます。

あと、修繕料ですね。住宅管理費の修繕料のところになりますけれども、特殊な理由でということで説明をしております、ちょっと足りていまして、すみません。その特殊な要因といいますのが、口石団地のほうで、今年度、ガス漏れが発生をしております、2件、2か所ですね。その分で想定していなかった修繕が発生をしておりますので、その分の対応費に多額のちょっと費用を要しましたので、その分で対応した分の不足額を、今回、計上をさせていた

だいているところです。

あと、牧崎C棟のエレベーターの電磁接触器取替修繕ということで、エレベーター内の電磁接触器がちょっと不良を起こしまして、その分の取替えを行っております。その分が主な要因になります。

続きまして、政策空家の件ですね。例えば、牧崎団地の、例えば平屋のところとかが政策空家になっているんですけども、政策空家につきましては、基本もう退去されれば、そのまま今のところ何もせずに、そのまま募集もかけず、空きの状態でそのままとどめているような状況になっております。維持管理につきましては、草がもう生えていたりとか、庭先に生えていたりすれば、もちろん建設課のほうで維持管理の対応等は行っているような状況でございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センターの分で、予防接種業務委託料、予算書は30ページ、タブレットは31ページになります。こちらの委託料888万1,000円の増額につきましては、今回、主に子宮頸がん予防ワクチンの接種分の増額になります。

このワクチンは、過去に接種勧奨の差控えが行われておりましたけども、国の指針に基づきまして、令和4年度から定期接種の方への積極的接種勧奨、また、接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を推奨しているものです。過去の実績から当初の接種数を延べ260人ほど見込んでおりましたが、国の指針に基づき、今年度、そのキャッチアップ接種が終了することというふうな状況がありましたので、センターのほうからも周知のほうは2回ほど行い、10月末時点で既に235名の接種があり、お一人につき3回の接種となること、また、1回のワクチン単価が3万円弱であることで、その2回目、3回目の接種が今後見込まれるということがありまして、今回このような増額の補正となっております。

キャッチアップ接種に関しましては、もう本当近々なんですけども、最近の検討状況によりまして、また、現在、期間の延長を検討されているということの事務連絡があつているところでもあります。

以上、説明を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

もう一件質問がありました。すみません、忘れていました。年間の修理件数はということの問いがあつたかと思えます。修繕件数につきましては、延べ件数になりますけど、令和5年度が例えば85件、令和4年度が120件で、ちなみに令和6年度は、10月現在でもう既に62件ということですので、ちょっとその分も不足額というところで、今回、補正をさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

順番で、繰越明許につきましては理解しました。庁舎建設関係も結構です。予防接種も結構です。建設課において、空き家の分について、有効利用をする観点から、ほかに考えられないかについては、またの機会でも結構ですけど、御答弁ください。今回は結構です。住宅修繕についてもいいですね。

それから、先ほども同僚議員から質問が出とったんですけど、地域おこし協力隊ですね。趣旨はお二人の言われるとおりだと思うんですけど、佐々町が政策をやっていく上で、どういう部分が足りないかというのを考えて、この分野で来ていただける人って限定してやっぱり来ていただかないと、漠然では国のお金が付くからってしても、政策の達成にはならないんじゃないかと思しますので、そこら辺は。

そして、もう一つ、来年度予算について、なかなか議会でも悩むところなんですけど、政策予算はまず組まないのかどうかですね。私は組んでほしくないと思うとるもんですから、日常的な人件費とか物件費はいいだろうと。中身に寄らないと分かりませんがですね。そこら辺の考え方が、もう通知なさるとるかどうかっていうことですね。きょう、ちょっと議員さんに寄ってもらって、通知が来たとか、いや、知らないというのがおりますから、議会に対して来年度予算の編成方針ですか、それでもタブレットに載せていただいたら考え方が分かりますので、そのようなお取扱いをお願いしたいかなと思う。議長さんに言っていただければ、議長さんが流してくれると思いますので、私は直接はいいですので。それがちょっと、方針を出していただきたいっていうこと。

あとは、それから41ページ。追加で申し訳ございません。ここに救助用ボート購入というのが、国の補助の3分の1を受けて購入するように予算化されていますけども、パターンとして、大雨のとき、佐々川関係で何か事故が起きたとき行くのかを想定をするんですけど、操作するのは消防団員なのか、どのようにしてこれを活用されようとなさったのか。日常的にはどこに保管していかれるのかなと思ってですね。長く置けば、もうビニールか何か分かりませんが、破れてくるから、悪いですけど、魚釣りに貸したりするのかなと思うたりですね。まあ冗談ですけど、申し訳ございませんけど。そこら辺の保管の方法と、今後、訓練で使うのかどうか、そこら辺の構想についてお尋ねします。

3点ほどあったと思うんですがお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

今、御質問いただきました救助用ボートなんですけども、まず、使用につきましては、大雨等の災害時に使用するように考えております。

それから、訓練等を行うのかということでしたが、年に1回、水難訓練等を行っておりますので、その際に使用をしたいと考えております。

保管場所につきましては、まだちょっと厳密には決まっていらないんですけども、どちらかの消防詰所のほうに置ければと、今のところ考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

地域おこし協力隊の関係でございますけど、この関係につきましては、町としましても、やはりどういう職種なのか、どういうものが必要で来ていただきたいということであれば、庁内でよく協議をさせていただいて、そういう方向性も考えながらやっていきたいと思っております。

それから、予算編成については、税財政課のほうに、一応この前、ある程度原稿を絞って私も見ておりますけど、今後の、来年が選挙の年でございますので、経常経費を主に計上するのを私は見込んでおりますけど、一応そういうことで話しておりますけど、税財政課長のほうから詳しい説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

令和7年度の予算編成方針につきましては、12月2日には町のホームページに公表をしております、職員の掲示板にも掲示をしている状況です。この中の予算編成方針に書かせていただいているのは、令和7年度においては、義務的経費などの経常的経費や、事業実施が既に決定されている継続的経費などを中心とした骨格予算として編成を行うということで、編成方針を通知を各課に出させていただきます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

1番目の義務的経費は分かるんですが、決定されている事業っていうのは、私、理解できないもんですから、町長が決定されて、議会が決定しているという考えじゃないとですよ。そこら辺のとニュアンスがちょっと変わってくるものですから。予算書を出されて、否決はできんと言うて、前向きな考え持つもんですから、そこら辺の考えをお伝えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

事業実施がもう既に決定されている継続的経費というところで、例えば、既にもう事業が進んでいる庁舎建設事業であったりというのが、継続的な経費ということになるかと考えております。ですので、こちらサイドで決定した経費ということではなくて、もう既に事業実施が決定されているというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目ですけど、4問目、許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

いいです、理解できましたので。要するに令和7年度まで継続費で設定してあるですね、22億円か幾らの、その分は理解しました。

あと、各種計画で、住宅計画とか、いろいろあるその計画からポツと挙げられても困ると思うもんですから、それは政策ですから、よく次の首長さんが決定されるようにしてあげておきたいなと私は思うもんですから、そこら辺は念を押させてください。意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

7番。

7 番（永安 文男 君）

何点か質問させていただきます。

まず、タブレットの5ページ関係で、先ほどから質問もあっております、繰越明許費関係の分で、説明の中では、移転時期の遅れに対する業務関係で繰越しをせざるを得ないということ、何行かの説明があったわけですけども。

それから、この前、初日、きのうか、行政報告の中で、遅れを1月末には取り戻したいという説明があって、きょう、担当、事業理事兼庁舎建設室長のほうから、1月中には原因の究明は取りまとめることができるというような説明をいただいたんですけども、この辺の状況で、今度、年末年始にかかってくる時間的経緯の中で、そういう問題として、どの程度まで内容把握を私たちが状況判断しとけばいいのかということが、まず一点。

それから、次に22ページ、子育て世帯の移住支援で100万円の計上があってございましたけれども、この分でちょっと説明はあったんですけども、具体的な内容を再度御説明いただければというふうに思います。

それからあと、35ページ、36ページ、農業体験施設管理費関係で減額が計上されておりますけれども、この分で、この前から問題提起されたこの施設をどう今後対応していくかというようなことで、いろいろと協議、提案されておったんですけども、その後、この問題がどういうふうに進捗しているのかということをお伺いさせていただきます。

それから、飛ばして、34ページ。逆になりまして申し訳ないです。34ページの農業委員会のタブレット購入分が減額されておりますけれども、これの説明の中で、次年度検討するとの説明をいただきましたけれども、これが、やはり議会もこのようにタブレットの対応になってきておる関係で、その辺の重要性といたしますか、必要性等をお伺いして、今後どういうふうにご考慮されるかをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4点ですね。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

繰越明許の件でということで、昨日の町長からの行政報告と、午前中に御説明申し上げました庁舎建設の件ですけども、全体的な流れとして、来年の2月28日が工期ということになります。今の契約のままということにはなりませんので、契約変更が出てくるかと思うんですけども、数量含めての計算を今月、来月の早々、早い段階で整理をさせていただいて、契約変更の手続へ向けた準備をしないといけないというふうに思っております。1月の下旬か2月の上

旬になるのか、これは分かりませんが、そういう段階では、契約変更の額を積み上げて御説明をさせていただくタイミング、また、臨時議会ということで御相談させていただくことになるのかもしれませんが、そういったスケジュールになろうかと思えます。

昨日、町長が行政報告で、1月末には取り戻すというふうなこと、ホームページ等にご載っておりますけれども、一応2月28日を工期としたときに、毎月の月末の進捗の想定進捗率というのがございますけれども、その進捗率からすると、2%程度の遅れが出ているというふうなことがあります。ただ、この分について、12月、1月の工事を進めていく中でしっかりと取り戻して、2月の中旬ぐらいになりますけれども、完了検査、完成検査をさせていただいて引渡しを受ける、そういった準備を進めていこうというふうな考えているところでございます。そういったスケジュールからしたときに、先ほど午前中に申し上げた原因究明の話ですけども、そういったタイミングと合わせて説明できるように、1月中・下旬までには原因究明の整理をさせていただければというふうにお話をさせていただいたところでございました。

それから、前任ということもあって、3点目の農業体験施設の今後の話ですけども、御提案を産業建設文教委員会のほうにさせていただきまして、民間活用というふうなことの一つの考え方として御提案をさせていただきました。全員協議会でも一度御審議をいただいた。その後については、私もちょっと異動したということもありますけれども、その後について、具体的に何か農業体験施設の利活用について話が進んだということはありませんので、基本的には、7月だったと思うんですけども、全員協議会で御説明をした時点で、農業体験施設の利活用については止まっているんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それから、2番目の子育て世帯移住支援補助金について御説明させていただきます。

こちらのほうは、佐々町への転入前日までに連続して1年以上県外に居住された方が対象となります。それから、前日までにおいて中学生以下の子どもさんがいる世帯、こちらが対象となります。転入後の要件といたしましては、転入から1年以内で、申請日のあいだ、子育て世帯であること、転入日から1年以内であること、それから、交付申請日から5年以上佐々町に継続して居住する意思があることが対象となっております。それから、就業に関する要件もございまして、こちらが、就業先が県内に事業所を有する事業所であり、県内に勤務していること。それから、県内の事業所に勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に就業しており、交付申請日に在職中で、5年以上継続して勤務する意思があることとなっております。転勤・出向・出張・研修等による勤務先の変更では対象になりません。あとそれと、創業に関する要件がございまして、個人事業の開業又は法人の設立を行っているということが主な要件となっております。補助の額に関しては、1世帯につき50万円、1回限りとなっております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

タブレットの関係でございますけど、活用の方向としまして、農地パトロールとか、あと、

活動記録簿等の対応で使わせていただきたいと考えているところでございますけど、あと、毎月開催している総会等の総会資料等の配付等につきましても、ペーパーレス等の対応で活用をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

それぞれに、今、新庁舎建設関係の遅延の関係で、今、室長のほうから御説明がありましたけれども、やはり2月28日完成に向けての、1月下旬には、中旬か、中・下旬には究明した形で我々にも説明がいただけるということですけど、これが、先ほど説明があった工事請負契約の変更との兼ね合いが出てくるんじゃないかというふうに懸念しているんですけども、その辺のことで、やはり今までの状況を聞いた中では、かなり厳しい状況も伝え聞いておりますので、その辺の整理をやはり補正計上前には私どもにも詳しく丁寧に説明をいただければというふうに思います。それがやはり契約変更等に絡んでくる部分がございますので、そういうスケジュールであればお待ちをいたしておきます。

それから、子育て世帯への移住支援につきましては、100万円計上ってということで、50万円の2件予定されておるという話ですね。今、課長のほうから要件をたくさん、ずっと、難しいんじゃないかと思うぐらいの要件を挙げられたんですけども、これは、やはり2件予定があるということで100万円上げられとるということですね。それで、その要件に合致しているのを挙げていると、予定しているということですか。あとで回答してください。

それから、34ページ、タブレットの件は、やはりそういうふうに農業委員会の重要な業務に関して必要であれば、それは、補助が、やはり対象であったのが何か変更になったというようなことも聞いておりますけれども、これが補助が変わらずに次年度に検討したいということであれば、単独でも導入したいという考えをお持ちなのかどうかですね。やはり今後の補正関係とか、新年度関係の予算にも関係してくるんじゃないかと危惧しておりますので、その辺の確認だけ取っておきたいと思います。

それから、37ページ。（議長「36ページ。」）35ページ、36ページ、農業体験施設の管理関係が上がっていますけれども、減額で上がっているんですけども、今、進展がないということで、この前までもう早急に、研修まで行って早急にどうするかという議論まで挙げられてから、全然その後のあれが私ども総務厚生委員会だから分からなかったんですけども、それぞれの所管委員会で報告なり、そういう経過説明があっているのかどうかね。今後の考え方として、どういふふうに考えられておるのかということ。

それから、もう一つ、追加で申し訳ないんですけど、37ページですね。佐々駅舎の電気関係、やっとなんかテナントが解決したというようなことで、電気設備、電気配線関係をこちらでちゃんと持たなきゃいけないということで、そこまで電気配線の根本までしかきていなかったからということで、それは全然、テナントを入れるときに、もう最初からその契約したところの要請でそういうふうにするというふうな考えであったのかどうかですね。ある程度ここまでの形の中でテナントを使ってくださいということじゃなかったのかなとちょっと思うんで、なぜそういうふうな単独資金を使って、それぞれテナントに入るところがしなきゃいけないのかというふう考えたもんですから、お尋ねしました。

以上、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

まず、子育て世帯移住支援補助金のことでございますが、こちらのほう、おっしゃられるとおり、要件に合致した方の相談を今2件受けておりますので、その分の2件分を補正予算で計上させていただいております。

それから、最後の質問のほうの佐々駅舎テナント室電気設備工事費でございますが、こちらのほう、改修のときには、もうどのような業者を入れるのかということまでしっかり決まっておりますので、そこまでの配線の分は準備していなかった。どういうふうな業者が決まってからでないと配線の分が決められないということがございましたので、今回、計上させていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

タブレットにつきまして、農業委員さん、最適化推進委員さんのほうに一人1台ずつの配付ということで、今後の事務を考えていきますと、必需品であるとは事務局のほうでは考えているところでございます。

今回、取下げという形での補正予算の要求をさせていただいているところでございますけど、次年度と先ほど答弁の中で申しましたとおり、限りある一般財源をいかに有効活用できるかというところで、補助事業等も再度検証、要求等の中身を検証させていただいてもらって、要求を今後お願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

農業体験施設の考え方について。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

先ほどお話した部分とあんまり変わらないんですけども、農業体験施設の今後の利活用についていう部分で、時間的に考えたときに、仮に民間の利活用制度を活用して提案型の事業を取り組むとしても、ちょうど来年の選挙をまたいでしまうところもございまして、そういった部分も含めて急いでいたというのが実態としてございます。全員協議会が7月だったかと思うんですけども、そのタイミングで前に進めることが思うようにできなかったものですから、結果として利活用の話については、今現在ちょっと止まっているというふうな状況なのかなというふうに思います。

ただ、具体的に今後どういうふうに利活用していくかという部分については、全員協議会の中でも御意見をいただいた、例えば、年間に1,000万円強の赤字というのが本当に、どういんでしょうか、住民にとって赤字が解消しないといけない赤字なのか、それとも、農業体験施設を保有する上では必要な範囲での赤字なのか、そういったところの議論はまだ明確にはできていないのかなというふうに思っているところではございますけれども、現時点では一度提案をさせていただいて、産業建設文教委員会で話をし、全員協議会でも御説明をさせていただいた段階で止まっているというところでございます。御理解をいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。それぞれの業務、大変厳しい状況、いろいろ時期的な問題等もありますので、今、答弁された内容で、今後、業務に邁進していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐から回答の訂正を行いたいということでございますので、建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

先ほど須藤議員の質問に対しまして、ちょっと誤った数字を回答しておりましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

修繕件数のところで、先ほどの件数が、退去時の修繕件数をちょっと申ししていたものですから、全体の件数というところでしたので、ちょっと訂正をさせていただきます。すみません。令和5年度が282件で、令和4年度が329件です。令和6年度は、退去時の先ほどの62件というところしか分からないんですけども、全体の数字になりますと、令和5年度が282件、令和4年度が329件です。すみません、訂正いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第75号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れ様でした。

（14時52分 散会）